

都たばこ税の手引

令和 7 年 4 月 主税局課税部課税指導課

目 次

第 1 都たばこ税のあらまし

1 都たばこ税とは	1
2 課税対象となる「製造たばこ」とは.....	1
3 納税義務者.....	1
4 課税となる場合及び申告先	1
【図 1】たばこの流通イメージからみるたばこ税課税の仕組み	2
【図 2】申告先（納税地の自治体）の例.....	2
5 みなす課税について.....	3
6 納税義務者になった場合等の手続き（営業の開廃等の報告書）	3
7 申告と納付の方法	3
8 課税標準	4
【表 1】製造たばこの区分別換算方法	4
【表 2】加熱式たばこの本数への換算方法	5
9 税率.....	5
10 納める税額	5
11 課税免除について.....	5
【表 3】輸出等に係る課税免除について	6
【表 4】廃棄、課税済たばこ等の課税免除について	7
12 返還控除について.....	8
【表 5】返還控除の要件等.....	8
13 盗難及び災害等による製造たばこの取扱い	9
【表 6】盗難及び主な災害について	9
14 申告書・報告書等の一覧.....	10
【表 7】都たばこ税申告書等の様式及び提出の要・不要一覧	10
【表 8】営業の開始・休止・廃止等の届出一覧	11
15 電子申告・電子納税について.....	12

第2 様式記載要領

<申告関係>

1 都たばこ税の申告書・修正申告書	13
2 品目別課税標準数量明細書	14
3 区市町村別課税標準数量明細書	15
4 受払い報告書	16
5 卸売販売業者等からの買受け等明細書	17
6 卸売販売業者等への売渡し等明細書	18
7 小売販売業者への売渡し等明細書	19
8 返還に係る製造たばこの明細書	20

<届出関係>

9 営業の開廃等の報告書（開始）	21
10 営業の開廃等の報告書（休止）	22
11 営業の開廃等の報告書（廃止）	23
12 営業の開廃等の報告書（異動）	24

<納付関係>

13 都たばこ税納付書	25
-------------------	----

第3 関係法令（抜粋）

1 地方税法	26
2 地方税法施行令	37
3 地方税法施行規則	40
4 地方税法の施行に関する取扱いについて	43
5 東京都都税条例	50
6 東京都都税条例施行規則	52
7 たばこ税法(国税)	53
8 たばこ事業法	56

第 1 都たばこ税のあらまし

1 都たばこ税とは

地方税法第 74 条

都たばこ税は、卸売販売業者等が都内の小売販売業者に製造たばこ（輸入たばこを含む。）を売り渡す等の場合に課税される税金で、たばこの価格に含まれています。製造たばこには、都たばこ税のほか、国たばこ税、たばこ特別税（国税）、区市町村たばこ税が課税されています。

2 課税対象となる「製造たばこ」とは

地方税法第 74 条第 2 項・たばこ事業法第 2 条

都たばこ税の課税標準となる製造たばことは、たばこ事業法において「葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかぎ用に供し得る状態に製造されたものをいう。」と定められています。

製造たばこの種類は、紙巻きたばこ、パイプたばこ、葉巻たばこ、刻みたばこ、加熱式たばこ、かみたばこ、かぎたばこに区分されています。パイプたばこには、水たばこ（シーシャ）、手巻き用たばこ葉（シャグ）等が含まれます。

3 納税義務者

地方税法第 74 条の 2 第 1・2 項、74 条の 6 第 4 項

都たばこ税の納税義務者は、次のとおり定められています。

- (1) 製造たばこの製造者
- (2) 特定販売業者（輸入業者）
- (3) 卸売販売業者
- (4) 卸売販売業者等とみなされる者（輸出用に買受けた製造たばこを小売販売業者もしくは消費者等に売渡し又は消費等を行った輸出業者）

なお、(1)～(3)をあわせて「卸売販売業者等」といいます。国へ卸売販売業者等として登録をした事業者のうち、東京都に主たる事務所(本店)又は事業所がある場合は、東京都に「営業の開廃等の報告書」を提出し、納税義務者として届け出る必要があります。（11 ページ・【表 8】参照）

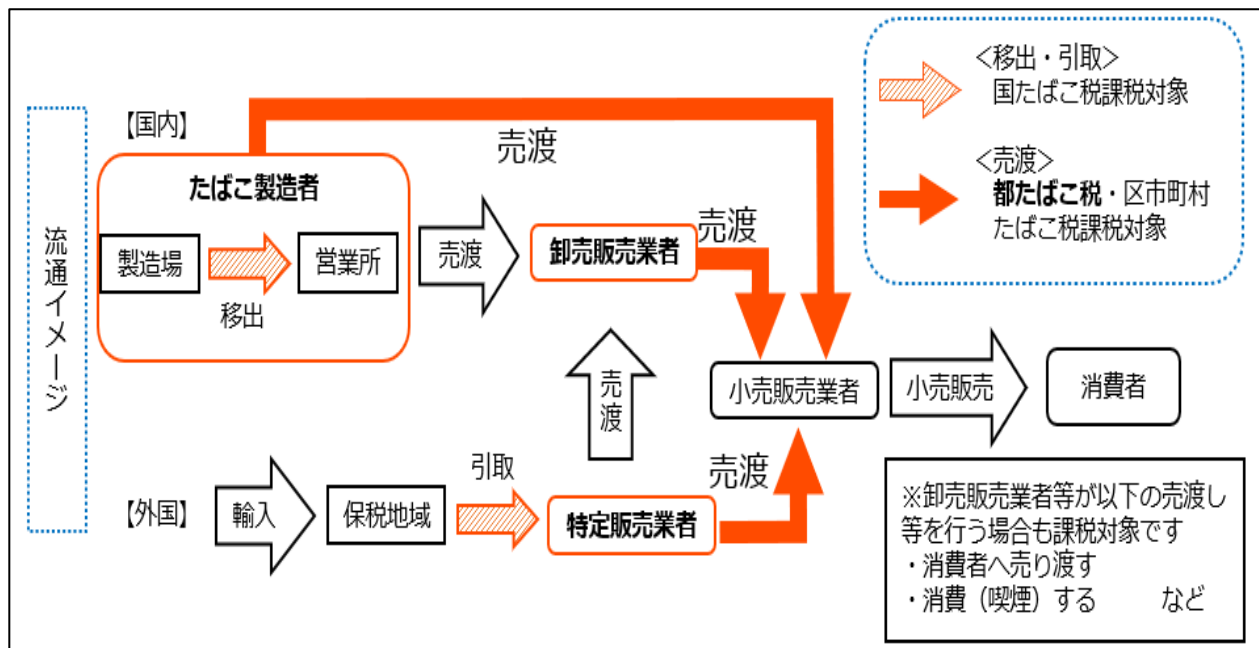
4 課税となる場合及び申告先

地方税法第 74 条の 2 第 1 項・2 項

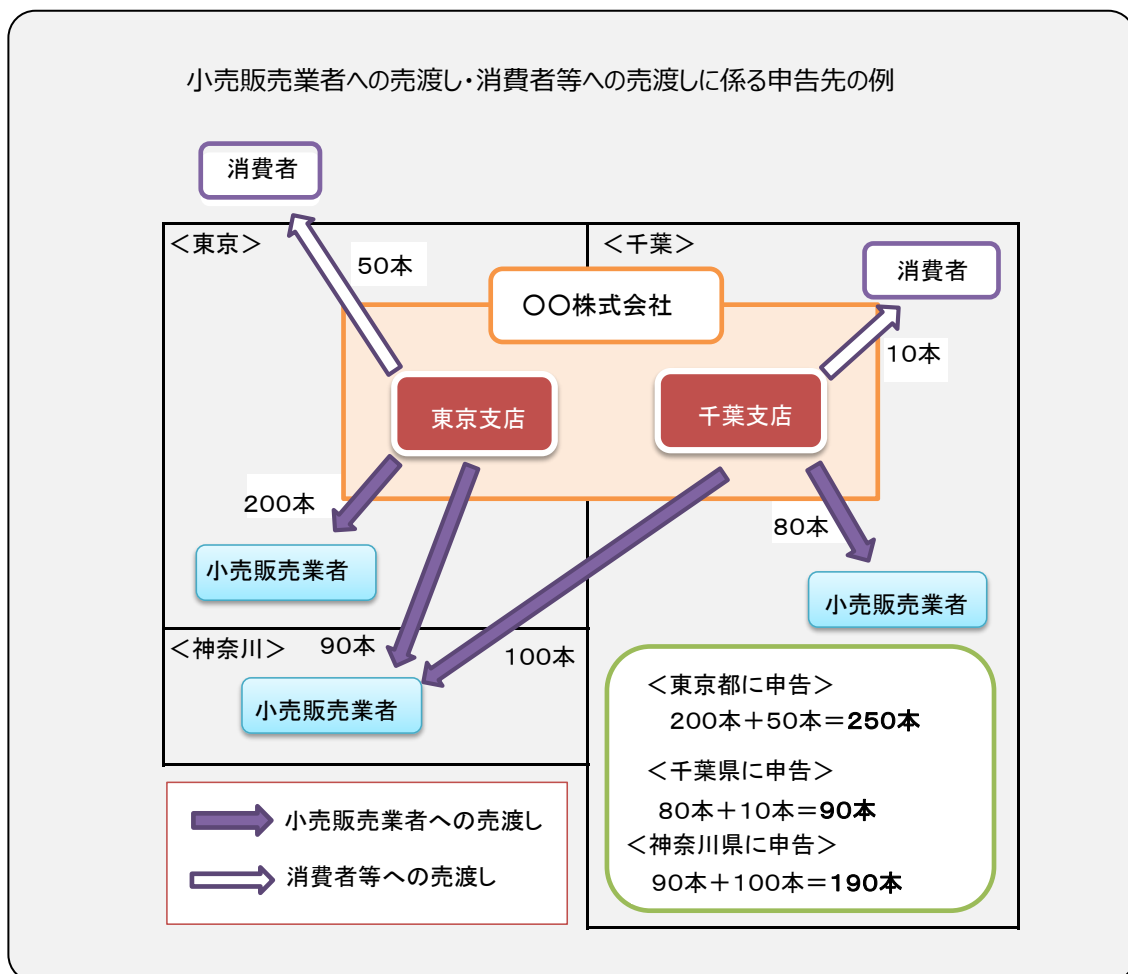
地方たばこ税（道府県たばこ税・区市町村たばこ税）が課税となる場合及び課税自治体は、次のとおり定められています。

- (1) 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合
当該小売販売業者の営業所所在の地方自治体（都道府県及び区市町村）が申告先(納税地)となります。
- (2) 卸売販売業者等が製造たばこを消費者等（輸出業者などの消費者に準ずる者を含む）へ売渡し又は消費等（喫煙・廃棄等その他の処分を含む、以下「売渡し等」といいます。）をする場合
当該卸売販売業者等の事務所又は事業所で、当該売渡し等に係る製造たばこを直接管理するのが所在する地方自治体(都道府県及び区市町村)が申告先(納税地)となります。

【図 1】たばこの流通イメージからみるたばこ税課税の仕組み



【図 2】申告先（納税地の自治体）の例



上記「4 課税となる場合及び申告先」の売渡し等に該当しない場合であっても、次に掲げる行為が行われたときには、卸売販売業者等が小売販売業者又は消費者等に売渡し等をしたものとみなして課税されます。

- (1) 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等から買受けの委託を受けて他の卸売販売業者等から売渡しを受けた製造たばこを、当該委託をした小売販売業者又は消費者等に引き渡した場合
- (2) 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対して、代物弁済、贈与、負担付贈与又は交換に係る財産権の移転として製造たばこを引き渡した場合
- (3) 特定販売業者又は卸売販売業者が、その営業を廃止し、又はその登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合
- (4) 卸売販売業者等が所有している製造たばこについて、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合（ただし、その売渡し又は消費等がされたことについて、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者とみなします。）

6 納税義務者になった場合等の手続き（営業の開廃等の報告書） 地方税法第 74 条の 16

都たばこ税の納税義務者になり、以下の項目に該当する場合、「営業の開廃等の報告書」（以下「開廃報告」といいます。）の提出が必要です。添付書類、提出先等の詳細は 11 ページ【表 8】を参照してください。

- (1) 新たに営業を開始する場合（新規登録）【開始届】
新たに特定販売業者又は卸売販売業者の登録を受け、営業を開始しようとするときは、その事務所又は事業所ごとに開廃報告の提出が必要です。※ 申告書提出前に必ず提出してください。
- (2) 営業を休止する場合【休止届】
たばこの売渡しを休止する場合や休業する場合、その期間を記載し、提出してください。
- (3) 営業を廃止する場合【廃止届】
営業を廃止し、特定販売業者又は卸売販売業者の廃止手続きをした場合は提出してください。
- (4) 登録内容に変更があった場合（事務所移転、名称変更等）【異動届】
開廃報告にて報告した事項に異動が生じた場合は、その旨を記載し提出してください。

* 新規登録後は、休止又は廃止の届出がない限り、毎月都たばこ税の申告が必要です。

7 申告と納付の方法

地方税法第 74 条の 10

卸売販売業者等は、前月の初日から末日までの間に、上記 4、5 に該当する売渡し等が行われた製造たばこについて、課税標準数量及び税額等を記載した申告書を毎月末日までに提出し、その申告により納付すべき都たばこ税の納付書を作成し、金融機関等で納付します（毎月 1 回申告・納付のサイクルです）。

* 都たばこ税は電子申告・電子納税が利用できます（12 ページ参照）。

都たばこ税の課税標準は、1 か月間で売渡し等をした紙巻たばこの本数です。ただし、紙巻たばこ以外の製造たばこについては、【表 1】の製造たばこの区分別の計算方法により、紙巻たばこの本数に換算します。

【表 1】製造たばこの区分別換算方法

区分（たばこ税法第 2 条第 2 項）		紙巻たばこの本数への換算方法
喫煙用の製造たばこ	紙巻たばこ	
	パイプたばこ ◇	1 g をもって 1 本 (1)
	葉巻たばこ ◇	1 g をもって 1 本 (1)
	軽量の葉巻たばこ （1 本あたりの重量が 1 g 未満）	1 本をもって 1 本 (2)
	刻みたばこ ◇	2 g をもって 1 本 (1)
	加熱式たばこ	(3) の計算による
かみ用の製造たばこ ◇		2 g をもって 1 本 (1)
かぎ用の製造たばこ ◇		2 g をもって 1 本 (1)

◇の区分の製造たばこを、あわせて「パイプたばこ等」と表記しています。

※ 1 紙巻たばこには紙巻きたばこ旧 3 級品を含みます。

※ 2 水たばこ（シーシャ）、手巻き用たばこ葉（シャグ）はパイプたばこに区分されます。

（1）パイプたばこ等の紙巻たばこの本数への換算方法

パイプたばこ等については、その売渡し等のおける製造たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に、当該売渡し等の数量を乗じて得た重量を製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算します。

※ 1 品目ごとの 1 個当たりの重量に 0.1g 未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てます。

※ 2 1 g 当たりを 1 本又は 2 g 当たりを 1 本として紙巻たばこの本数に換算します。1 本未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（2）軽量の葉巻たばこの換算

葉巻たばこのうち、軽量の葉巻たばこ（1 本当たりの重量が 1 g 未満の葉巻たばこをいいます。）の換算については、葉巻たばこ 1 本を紙巻たばこ 1 本に換算する方法となります。

（3）加熱式たばこの本数への換算方法

重量及び小売定価を基に、次に記載する計算式で紙巻たばこの本数に換算する方法です。

【表 2】加熱式たばこの紙巻きたばこ本数への換算方法（令和 4 年 10 月 1 日から適用中）

$$\begin{aligned} & \text{加熱式たばこ 1 箱の紙巻きたばこの本数への換算値} = A + B \\ & \text{(重量部分)} \\ & A = \frac{\text{加熱式たばこ 1 箱当たりの重量（巻紙、フィルター等の重量を除く。）}}{0.4 \text{ g}} \times 0.5 \\ & \text{(価格部分)} \\ & B = \frac{\text{加熱式たばこ 1 箱当たりの小売定価（消費税抜き）}}{\text{紙巻きたばこ 1 本当たりの平均小売価格（注）}} \times 0.5 \end{aligned}$$

（注）「紙巻きたばこ 1 本当たりの平均小売価格」とは、紙巻きたばこ 1 本当たりの国及び地方のたばこ税並びにたばこ特別税に相当する金額の合計額を 100 分の 60 で除して計算した金額をいいます。

9 税率

地方税法第 74 条の 5 他

都たばこ税の税率は次のとおり定められています。

1,000 本につき 1,070 円（1 本当たり 1.07 円）

10 納める税額

紙巻きたばこの本数に換算後、次の計算により税額を算出します。

課税標準数量（製造たばこの本数）× 税率 = 税額（1 円未満切り捨て）

11 課税免除について

地方税法第 74 条の 6

次の場合には都たばこ税は免除となります。

- （１） 製造たばこの本邦からの輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者に対する売渡し
- （２） 本邦と外国との間を往来する本邦の船舶又は航空機に船用品又は機用品として積み込むための製造たばこの売渡し
- （３） 品質が悪変し、又は包装が破損し、若しくは汚染した製造たばこその他販売に適しないと認められる製造たばこの廃棄
- （４） 既に都道府県たばこ税を課された製造たばこの売渡し又は消費等

課税免除を受けるためには、課税免除事由が生じた月の翌月末日を期限とする申告書に必要事項を記載するとともに、上記(1)～(4)ごとの本数の内訳を記した書類を添付して申告してください。なお、上記(3)又は(4)に該当する場合は、課税免除事由に該当することを証する書類を提出する必要があります。上記(1)又は(2)に該当する場合は、証する書類の保存をしていれば、提出は不要です。

課税免除の対象とされる売渡し等も、申告書の「課税標準数量」に含めて記載する必要があります。「課税標準数量」及び「課税免除を受けようとする数量」欄へ計上して差引くことにより、税額の計算を行います。

*（１）・（２）→6 ページ【表 3】参照

*（３）・（４）→7 ページ【表 4】参照

【表 3】輸出等に係る課税免除について

課税免除事由	行為者	税法上の分類	申告義務者	申告書等の提出	課税免除事由に該当することを証するに足りる書類 (取扱通知第 6 章 13)
輸出する場合	(1) 卸売販売業者等が輸出	消費その他の処分	卸売販売業者等	必要 (<u>課税標準数量に含め、その後課税免除欄で控除</u>)	輸出港の所在地を所轄する税関長が積み込みを証明した書類に基づき作成された書類で、次に掲げる事項が記載されたもの。 (イ)当該製造たばこの品目及び品目ごとの数量（簡略化してよい） (ロ)輸出の年月日及び仕向地 (ハ)輸出港の所在地 (ニ)その他参考となるべき事項
	(2) 輸出業者が輸出	消費その他の処分 (輸出業者を卸売販売業者等とみなす)	輸出業者		
輸出の目的で輸出業者に売り渡す場合	(1) 卸売販売業者等から輸出業者への売渡し	消費者等への売渡し	卸売販売業者等	必要 (同上)	輸出業者が輸出の目的等の事項を証明した書類に基づき作成された書類で、次に掲げる事項が記載されたもの。 (イ)当該製造たばこの品目及び品目ごとの数量(簡略化してよい) (ロ)売渡しの理由又は目的 (ハ)売渡しの年月日 (ニ)輸出業者の住所及び氏名又は名称 (ホ)その他参考となるべき事項
	(2) 輸出業者(A)から輸出業者(B)への売渡し	消費者等への売渡し ((A)を卸売販売業者等とみなす)	輸出業者(A)		
外航船の船用品又は機用品として積み込むため売り渡す場合	(1) 卸売販売業者等から取扱業者(船食業者等)	消費その他の処分	卸売販売業者等	必要 (同上)	次に掲げる事項が記載されたもの。 (イ)当該製造たばこの品目及び品目ごとの数量(簡略化してよい) (ロ)売渡しの理由又は目的 (ハ)売渡しの年月日 (ニ)売渡しを受けた者、積み込む者等の住所及び氏名又は名称 (ホ)その他参考となるべき事項
	(2) 輸出業者から取扱業者	消費その他の処分 (輸出業者を卸売販売業者等とみなす)	輸出業者		

【表４】廃棄、課税済たばこ等の課税免除について

課税免除事由	行為者	税法上の分類	申告義務者	申告書等の提出	課税免除事由に該当することを証するに足りる書類（取扱通知第６章１３）
廃棄する場合	卸売販売業者等	消費その他の処分	卸売販売業者等	必要 (課税標準数量に含め、その後課税免除欄で控除)	次に掲げる事項が記載されたもの。 (イ)当該製造たばこの品目及び品目ごとの数量 (ロ)廃棄の理由 (ハ)廃棄の年月日及び場所 (ニ)その他参考となるべき事項
都道府県たばこ税課税済みの製造たばこについて売り渡しを行う場合	(１) 営業廃止・登録取消された特定販売業者又は卸売販売業者から、卸売販売業者等に売り渡された課税済みの製造たばこを当該卸売販売業者等が小売販売業者等に売り渡し、又は消費等をした場合		卸売販売業者等	必要 (同上)	次に掲げる事項が記載されたもの。 (イ)当該製造たばこの品目及び品目ごとの数量 (ロ)先に都道府県たばこ税を課された状況（関係道府県の名称、課税年月、納税義務者の住所及び氏名又は名称等） (ハ)その他参考となるべき事項 ※「卸小売」・・・小売販売業者でもある卸売販売業者等のこと。卸小売の場合、未課税の製造たばこと課税済みの製造たばこの両方を所有する場合がある。 課税済みの製造たばこをさらに別の小売販売業者に売り渡す際に、二重課税の可能性があるため、課税免除の対象とすることができる。
	(２) 消費者等から卸売販売業者等に売り渡された課税済みの製造たばこを当該卸売業者等が小売販売業者等に売り渡し、又は消費等をした場合		卸売販売業者等		
	(３) 卸売販売業者等から卸小売に売り渡された課税済みの製造たばこを当該卸小売が小売販売業者等に売り渡し、又は消費等をした場合		卸小売※		
	(４) 小売販売業者とみなされた卸小売から卸売販売業者等に売り渡された課税済みの製造たばこを当該卸売販売業者等が小売販売業者等に売り渡し、又は消費等をした場合		卸売販売業者等		

卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、取引先の小売販売業者から製造たばこの返還を受けた場合には、返還された製造たばこについて納付された、又は納付されるべき都たばこ税に相当する金額を控除し、又は還付します。【表 5】参照

【表 5】返還控除の要件等

要件	(1) 販売契約の解除その他やむを得ない理由（販売不適品等）により返還を受けたこと (2) 小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還を受けたこと (3) 申告書を期限内に提出していること		
申請先	その返還控除等の対象となる製造たばこに係るたばこ税を納付した(又は納付すべき)地方団体		
申請時期	「製造たばこの返還を受けた日の属する月」の翌月以後		
申請額	その返還控除等の適用を受けようとする申告書の提出期限の属する月の前月までに、小売販売業者から返還を受けた製造たばこに係るたばこ税に相当する金額 (ただし、返還控除等を受けようとする同時に、課税免除の適用を受けようとする場合は、課税免除の適用金額を先に控除し、次いで返還控除等の金額を控除する)		
手続	控除される場合	還付される場合①	還付される場合②
	製造たばこの返還の日の属する月の翌月以降に提出期限の到来する申告書によって、申告すべき課税標準数量に係る都たばこ税から「返還控除を受けようとする金額」を控除して申告納付する。	控除に係る月分の申告書によって申告すべき都たばこ税額から「返還控除を受けようとする金額」を控除しきれずに赤字額が出た場合は、その不足額に相当する金額が還付される。	控除に係る月分において、都に対して申告すべき都たばこ税額がない場合は、別途「還付請求申告書」によって「返還控除を受けようとする金額」に相当する金額が還付される。
提出書類	次に掲げる事項が記載された「返還に係る製造たばこの明細書」【第 16 号の 5 様式】 (イ)返還に係る製造たばこの品目、品目ごとの数量 (ロ)返還の理由及びその他参考となるべき事項 【添付書類】 ・販売契約の解除を証する書類その他の当該製造たばこの返還の事実を証するに足りる書類 (例) 1) 返品者が返還に係る事実を記載した送付状等の書類 2) 返品を受けた者が返還に係る事実を記載した書類で返品者が署名又は押印したもの		

小売販売業者に売渡す前の在庫が、盗難及び災害等に遭遇し、在庫管理の際に実在庫と受払い報告書上の在庫に差が出た場合は、原因の調査究明と同時に、港都税事務所事業税課個人事業税班へ連絡してください（11 ページ参照）。

【表6】盗難及び主な災害について

	盗 難	水 害	火 災
遭遇時	(1) 盗難及び災害遭遇時の具体的状況（被害数量、被害状況等）を把握し、確実な事実確認を行う。 (2) 盗難及び災害に係る管轄官庁への届出、及び港都税事務所への連絡を行う（内容により対応が異なる場合があるため）。 (3) 管轄官庁から証明を取り寄せる等して申告準備を行う。		
被害に係る届出先及び証明書	管轄官庁：警察署 盗難証明書は出ないため、任意の様式に下記の内容を記載して提出。 ・盗難された日 ・盗難された場所 ・盗難された製造たばこの本数 ・被害届を提出した警察署 ・被害届の受理番号	管轄官庁：区市町村 火災証明書 ※ 都たばこ税申告の際は、被災した製造たばこの品目ごとの数量等を記載して添付すること（任意の様式）。	管轄官庁：消防署
申告時	「受払い報告書」備考欄に、盗難及び災害に遭った旨の内容（遭遇場所、損害数量等）を記載し、「前月末在庫」欄には、損害数量を除いた実在庫を計上する。		

【「災害等」の範囲】

「災害その他やむを得ない事情により亡失」することをいいます。

(1) 災害

- ・自己の責任によらないもの等に基因する災害
- ・天災（震災、風水害、凍害、冷害、落雷、雪崩、がけ崩れ、地滑り、火山の噴火等）又は火災その他の人為的災害

(2) やむを得ない事情

- ・災害に準ずるような状況にある事態（誤送や盗難等による亡失は含みません。）

(3) 亡失

- ・製造たばこが物理的に存在しなくなる事（原則）
 （原形をある程度とどめていても、損傷、汚損等により、喫煙用等に供することができず、原料に還元せざるを得ないようなものも含みます。）

【表 7】都たばこ税申告書等の様式及び提出の要・不要一覧

No.	様式の名称	東京都登録の 卸売販売業 者等	他道府県登録 の卸売販売業 者等	摘 要
1	都たばこ税の申告書・修正申告書 (第 16 号様式)	◎	△	
2	品目別課税標準数量明細書 (第 16 号様式別表 1)	△	△	
3	区市町村別課税標準数量明細書 (第 16 号様式別表 2)	△	△	
4	受払い報告書 (第 16 号の 2 様式)	◎	不要	
5	卸売販売業者等からの買受け等明細書 (第 16 号の 2 様式別表 1)	△	不要	
6	卸売販売業者等への売渡し等明細書 (第 16 号の 2 様式別表 2)	△	不要	
7	小売販売業者への売渡し等明細書 (第 16 号の 2 様式別表 3)	△	不要	
8	返還に係る製造たばこの明細書 (第 16 号の 5 様式)	△	△	
9	都たばこ税納付書 (第 16 号の 4 様式)	△	△	
10	【法 74 条指定申請用】特例期限適用 申請書(第 16 号の 6 様式)	△	△	
11	【法 74 条指定者用】都たばこ税の申告 書・修正申告書(第 16 号の 3 様式)	△	△	No.11 の申請により地方税 法第 74 条の 10 第 3 項 の規定による指定を受けた 者のみ使用できます。
12	都たばこ税還付請求申告書 (第 16 号の 7 様式)	△	△	

※ ◎…毎月月末までに前月分の申告が必要。申告納付すべき税額及び課税標準数量がない場合でも 0（ゼロ）での申告が必要です。

△…必要に応じて（課税標準数量、売渡し数量、買受け数量等がある場合）申告書及び受払い報告書に添付の上提出して下さい。

【表 8】 営業の開始・休止・廃止等の届出一覧

届出内容	届出用紙の名称	届出内容等	添付書類等
営業の開始 (新規登録) 【開始届】	営業の開廃等の報告書 (第 16 号の 8 様式) ※様式はすべて同一で す	・特定販売業登録年月日 ・卸売販売業登録年月日 ・小売販売業登録年月日	・特定販売業許可通知書 (東京税関発行) ・卸売販売業許可通知書 (関東財務局発行) ・小売販売業許可通知書 (関東財務局発行) ・履歴事項全部証明書 (法人の場合)
営業の休止 【休止届】		・休止期間	・休止の事実を証する書類 (休止のお知らせ等) があ れば、添付。 ※休止期間が 6 か月を超 える場合は、6 か月ごとに提 出が必要
営業の廃止 【廃止届】		・廃止年月日	・東京税関又は関東財務 局提出済の廃止届(写し)
異動 (組織変更、所 在地変更等) 【異動届】		・異動のあった内容、異動 年月日	・変更したことが確認できる 書類 (商業登記等)

【特記事項】

*【表 7】No. 1 ～ 8 及び【表 8】の様式については主税局ホームページからダウンロードできます。

都たばこ税 H P アドレス : <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/leisure/cigar> >

*【表 7】No. 9 ～ 12 は東京都港都税事務所に請求してください。

【都たばこ税申告書及び営業の開廃等の報告書の提出先】

〒106-8560 港区麻布台 3-5-6
東京都港都税事務所事業税課個人事業税班
電話番号 03 (5 5 4 9) 3 8 0 5
※都内の提出先は全て東京都港都税事務所です。

15 電子申告・電子納税について

都たばこ税は「e L T A X（エルタックス）地方税ポータルシステム」から電子申告及び電子納税が利用できます。

電子申告は毎月の申告書の郵送や持参が不要で、電子納税も金融機関に行く必要がなくなり大変便利です。また、複数の地方自治体へまとめて申告することができます。

（１） eLTAX（エルタックス）とは

eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

地方税の申告、申請、納税などの手続きは、紙の申告書で手続きを行う場合、それぞれの地方公共団体で行っていただく必要がありましたが、eLTAXは、電子的な一つの窓口によるそれぞれの地方公共団体への手続きを実現しています。

なお、eLTAXは、地方公共団体が共同して運営する組織「地方税共同機構」が開発・運用しています。

（２） 電子申告とは

電子申告では、PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアを使用して、自宅やオフィスなどからインターネット経由で申告手続きを行うことができます。紙の申告書で複数の地方公共団体に申告の手続きを行う場合は、作成した申告書をそれぞれの受付窓口へ提出する必要がありました。電子申告では、複数の地方公共団体へ提出する場合でも、送信先はいつでも同じ窓口（ポータルセンター）になります。

（３） 電子納税（共通納税）とは

電子納税(共通納税)とは、自宅やオフィスから、地方税の納付手続きを電子的に行うことです。全ての地方公共団体へ一括して電子納付（※）することができます。

※電子納付とは、納税者がインターネット等を利用して国や地方公共団体へ税金を電子的に納付する仕組みです。

**電子申告に関する詳細はe L T A X（エルタックス）ホームページ
<<https://www.eltax.lta.go.jp/>>をご参照ください。**

第 2 様式記載要領

1 都たばこ税の申告書・修正申告書

第16号様式（提出用）

受付印	令和 7 年 6 月 20 日	※	整理番号	事務所	区分	事業者コード	市区	予 備
			13					
東京都 港 都税事務所長殿								
住所又は所在地 東京都新宿区西新宿2-8-1								
氏名又は名称 株式会社 ○○たばこ								
個人番号又は法人番号								
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3								
電話 (03) 1234 - 5678								

令和 07 年 05 月分 都たばこ税の 申告書 ※

課税標準数量①	255,000
税額②	272,850
課税免除を受けようとする本数	500
課税免除を受けようとする税額③	535
返還控除を受けようとする本数	2,400
返還控除を受けようとする金額④	2,568
差引 (② - ③ - ④) ⑤	269,747
既に納付又は還付の確定した税額又は金額⑥	0
この申告により納付すべき税額又は還付を受けようとする金額 (⑤ - ⑥)	269,747
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 口座番号 (普通・当座)

東京都主税局

- 色のついている欄に必要事項を入力してください。
- 本数を記載する場合の1本未満の端数は、その端数を切り捨てて記載してください。
- それ以外の税額、金額等の欄は自動計算されます。
(税額に1円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てて計算されます。)

【個人番号又は法人番号】
個人番号 (12桁) 又は法人番号 (13桁) を記載してください。

【申告の種類】
申告書・修正申告書のいずれかを選択してください。

【課税標準数量】
前月における売渡し等に係る製造たばこの課税標準となる本数の合計数を記載してください (課税免除を受けようとする製造たばこの本数を含みます。)
この欄に記載する数値は、「品目別課税標準数量明細書」、「区市町村別課税標準数量明細書」の合計数量とそれぞれ一致します。

【課税免除】
地方税法第74条の6第1項の規定により課税免除を受けようとする製造たばこについて記載してください。また、課税免除事由 (74条の6第1項第1～4号) ごとの本数の内訳を記した書類 (様式は任意です) を添付してください。

【返還控除】
販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者から返還を受けた場合に記載し、「返還に係る製造たばこの明細書」を添付して提出してください。

【既に納付又は還付の確定した税額又は金額】 (修正申告の場合)
修正申告前に行われた申告、更正又は決定により納付の確定した税額又は還付の確定した金額を記載してください (還付の確定した金額がある場合には、その金額の直前の単位 (けた) に△印を記入してください。)

2 品目別課税標準数量明細書

第16号様式別表1 (提出用)

品目別課税標準数量明細書

申告者の氏名又は名称
株式会社 ○○たばこ

※ 処理 申告
区分 区分

※ 記入不要

※ 個人番号又は法人番号
個人番号(12桁)又は法人番号(13桁)を記載してください。

令和 07 年 05 月 分

品目	品名	数量	単位
紙巻たばこA	紙巻たばこA	50,000.0	本
紙巻たばこB	紙巻たばこB	30,000.0	本
紙巻たばこC	紙巻たばこC	30,000.0	本
パイプたばこD	パイプたばこD	40,000.0	本
パイプたばこE	パイプたばこE	20,000.0	本
葉巻たばこF	葉巻たばこF	30,000.0	本
葉巻たばこG	葉巻たばこG	30,000.0	本
刻みたばこH	刻みたばこH	10,000.0	本
かみ用の製造たばこ	かみ用の製造たばこ	10,000.0	本
かき用の製造たばこ	かき用の製造たばこ	10,000.0	本
加熱式たばこK	加熱式たばこK		本
紙巻たばこ小計		110,000.0	
パイプたばこ小計		60,000.0	
葉巻たばこ小計		60,000.0	
刻みたばこ小計		5,000.0	
かみ用の製造たばこ小計		5,000.0	
かき用の製造たばこ小計		5,000.0	
加熱式たばこ小計		10,000.0	
合計		255,000.0	

東京都主税局

○この様式は、「都たばこ税の申告書」の「課税標準数量」欄に記載する製造たばこの数量について、品目ごとの内訳を計上するものです。
○色のついていない欄に必要事項を入力してください。

【個人番号又は法人番号】
個人番号(12桁)又は法人番号(13桁)を記載してください。

【品目別数量の記載】
○計上対象は、都たばこ税の課税対象である以下の売渡し等の数量です。
・都内に所在する小売販売業者の営業所への売渡し
・消費者等への売渡し(都内に所在する事務所等で管理する製造たばこ)
・消費その他の処分(同上)
○紙巻たばこについては本数を、それ以外のたばこについては重量を記載してください。
ただし、加熱式たばこの重量は、フィルター等を含まない重量を記載してください。
○課税免除事由に該当する売渡し等の数量を含めて計上してください。
・輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者に対する売渡し
・外航船等の船用品又は機用品として積込むための売渡し
・品質悪変等による販売不適品の廃棄
・既に都道府県たばこ税が課税された製造たばこの売渡し等
○重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

【小計・合計の記載】
○明細書最終ページの末尾の欄には、製造たばこの区分ごとの小計及び合計を記載してください。
○以下の製造たばこについては、区分ごとの重量の小計を本数に換算したものを記載します。
(葉巻(※)・パイプ: 1 g = 1 本、刻み・かみ・かき: 2 g = 1 本)
※ 1 本当たりの重量が 1 g 未満の葉巻たばこについては、その 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算します。
○加熱式たばこについては、紙巻たばこ本数に換算した本数の合計数量を記載してください。
(換算方法は、都たばこ税の手引 4 ~ 5 ページをご参照ください。)
○小数点以下 1 位未満の数値があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下 1 位まで算出します。

※ 合計欄に記載する数値は、「都たばこ税の申告書」の「課税標準数量」の数値と原則一致します。ただし、加熱式たばこの取扱いがある場合は、端数処理の関係等で一致しない場合もあります。

3 区市町村別課税標準数量明細書

[illegible]

-15-

4 受払い報告書

第16号の2様式 (提出用)														
受 払 い 報 告 書														
申告者の氏名又は名称 株式会社 ○○たばこ														
※ 処理事項 記入不要														
個人番号又は法人番号 ↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、こちらに記載してください。														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3		
令和 07 年 05 月 分														
摘 要		数		量										
前 々 月 末 在 庫		十 億 市 万 千 本												
前		5,200,000.0												
受 入 れ	輸 入 ・ 製	1,000.0												
	卸売販売業者等からの買受け等	1,600,000.0												
	返	2,400.0												
	そ の 他													
合 計		1,603,400.0												
払 出 し	卸売販売業者等への売渡し等	715,000.0												
	①のうち小売販売用	100,000.0												
	小売販売業者への売渡し、消費者等への売渡し及び消費等	995,000.0												
	合 計 (① + ③ - ②)	1,610,000.0												
前 月 末 在 庫		5,193,400.0												
備考 各欄に記載した事項について、参考となるべき事項を記載してください。														

○この様式は、前月の初日から末日までの間における、製造たばこの購入及び販売に関する事実を計上し、前月末在庫数量を算出するものです。都内に主たる事務所等を有する事業者の方は、申告書とあわせて毎月提出してください。

○色のついている欄に必要事項を入力してください（それ以外の欄は自動計算されます。）。

○小数点以下1位未満の端数がある場合はその端数を切り捨て、小数点以下1位まで計上してください。

【個人番号又は法人番号】

個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を記載してください。

【前々月末在庫】

前月の初日に実際に所有している製造たばこの数量を記載してください。

（この数量は前月提出分の受払い報告書の「前月末在庫数量」と一致します。）

【受入れ】

○卸売販売業者等からの買受け等

卸売販売業者等から取得した全ての製造たばこの数量を記載してください。

（「返還」欄に記載するものを除きます。）

（例）卸売販売用として買受け製造たばこ、小売販売用として買受け製造たばこ、その通常の売買取引以外の方法で取得した製造たばこ 等

○返還

販売契約の解除その他やむを得ない理由により、取引先の小売販売業者から返還を受けた製造たばこ（小売販売業者でもある卸売販売業者等に小売販売用として売渡した製造たばこを含みます。）の数量を記載してください。

【払出し】

○卸売販売業者等への売渡し等：①及び②

卸売販売業者等に払い出した全ての製造たばこの数量を記載してください。

（小売販売用として買受け製造たばこを返還する場合を除きます。）

○小売販売業者への売渡し、消費者等への売渡し及び消費等：③

都道府県たばこ税の課税客体となる売渡し及び消費等に係るすべての製造たばこの数量を記載してください（課税免除事由に該当する製造たばこについても含めて記載してください）。

※小売販売業者でもある卸売販売業者等に対し、小売販売用として売り渡す製造たばこの数量については、①、③の両方に計上し、さらに内数として②にも記載することにより差引計算を行います。

5 卸売販売業者等からの買受け等明細書

[illegible]

○この様式は、「受払い報告書」の「卸売販売業者等からの買受け等」欄に記載する製造たばこの数量について、卸売販売業者等ごとの内訳を計上するものです。

○色のついている欄に必要事項を入力してください。

【個人番号又は法人番号】

個人番号(12桁)又は法人番号(13桁)を記載してください。

【数量】

○計上の対象となるのは、卸売販売業者等から取得した全ての製造たばこの数量です。
(契約解除等の理由により、小売販売業者でもある卸売販売業者等から小売販売用として売渡した製造たばこが返還された場合を除きます。)

- ・卸売販売用として買受けた製造たばこ
- ・小売販売用として買受けた製造たばこ
- ・その他、通常の売買契約以外の方法で取得した製造たばこ

○「数量」欄には、以下を合算したものを記載してください。

- 紙巻たばこの本数
- ・以下の製造たばこの重量を、区ごとに紙巻たばこの本数に換算したもの
(葉巻 (※) ・パイプ : 1 g = 1 本、刻み・かみ・かぎ : 2 g = 1 本)
- ※ 1 本当たりの重量が 1 g 未満の葉巻たばこについては、その 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算します。

・加熱式たばこについては、紙巻たばこ本数に換算した本数の合計数量

(換算方法は、都たばご税の手引4～5ページをご参照ください。)

※小数点以下 1 位未満の端数があるときにはその端数を切り捨て、小数点以下 1 位まで算出してください。

この明細書に記載した数量の合計は、「受払い報告書」の「卸売販売業者等からの買受け等」の数量と一致します。

※明細書最終ページの末尾に合計数量を記載する必要はありません。

6 卸売販売業者等への売渡し等明細書

第16号の2様式別表 2 (提出用)

卸売販売業者等への売渡し等明細書

申告者の氏名又は名称

株式会社 ○○たばこ

個人番号又は法人番号

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

事業者コード

処理区分

申告区分

※

処理事項

記入不要

令和 07 年 05 月 分

数量

01 枚のうち

01 枚

卸売販売業者等の氏名又は名称

数量

株式会社 F

100,000.0

株式会社 G

50,000.0

H 株式会社

80,000.0

株式会社 I

100,000.0

J 株式会社

20,000.0

K 株式会社

10,000.0

L 株式会社

200,000.0

20,000.0

うち小売販売用

うち小売販売用

うち小売販売用

うち小売販売用

うち小売販売用

うち小売販売用

うち小売販売用

うち小売販売用

うち小売販売用

うち小売販売用

卸売販売業者等ごとに
売渡し数量を記載

申告者印

重信利士税局

-18-

7 小売販売業者への売渡し等明細書

第16号の2様式別表 3 (提出用)

小売販売業者への売渡し等明細書

申告者の氏名又は名称
株式会社 ○○たばこ

個人番号又は法人番号
個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

令和 07 年 05 月分

申告 年 月 日

記入不要

理 事 項 予 備 申 告 年 分 日

1 3

01 枚のうち
01 枚

都 道 府 県 名

数量

十 億 百 万 千 本

A 県 100,000.0

B 県 100,000.0

C 県 100,000.0

D 県 150,000.0

E 県 150,000.0

東京都 255,000.0

F 県 140,000.0

都道府県ごとに
売渡し等数量を記載

東京都主税局

○この様式は、「受払い報告書」の「小売販売業者への売渡し、消費者等への売渡し及び消費等③」欄に記載する製造たばこの数量について、都道府県別の数量を記載するものです。

【個人番号又は法人番号】
個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を記載してください。

【都道府県名】
○計上する都道府県については、次のとおり区分してください。
・小売販売業者への売渡し：小売販売業者の営業所が所在する都道府県
・消費者等への売渡し及び消費等：当該製造たばこを直接管理する事務所等が所在する都道府県

【数量】
○「数量」欄には、以下を合算したものを記載してください。
・紙巻たばこの本数
・以下の製造たばこの重量を、区分ごとに紙巻たばこの本数に換算したもの
（葉巻（※）・パイプ：1 g = 1 本、刻み・かみ・かぎ：2 g = 1 本）
※ 1 本あたりの重量が 1 g 未満の葉巻たばこについては、その 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算します。
・加熱式たばこについては、紙巻たばこ本数に換算した本数の合計数量
（換算方法は、都たばこ税の手引4～5ページをご参照ください。）

○課税除外事由に該当する売渡し等の数量を含めて計上してください。
・輸出又は輸出の目的で行われる輸出入業者に対する売渡し
・外航船等の船用品又は機用品として積込むための売渡し
・品質悪変等による販売不適品の廃棄
・既に都道府県たばこ税が課税された製造たばこの売渡し等

【東京部分の数量】
東京都分として計上する数量は、「都たばこ税の申告書」の「課税標準数量」欄に計上する数量と一致します。

○この明細書に記載した数量の合計は、「受払い報告書」の「小売販売業者への売渡し、消費者等への売渡し及び消費等③」の数量と一致します。
※ 明細書最終ページの末尾に合計数量を記載する必要はありません。

8 返還に係る製造たばこの明細書

第16号の5様式（様出用）

返還に係る製造たばこの明細書

申告者の氏名又は名称

株式会社 ○○たばこ

個人番号又は法人番号

個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。

1234567890123

※ 処理事項

予 1 3

事業コード

処理区分

申告区分

記入不要

令和 07 年 06 月 申告分

01 枚のうち

01 枚

01 枚

返還の理由及びその他の参考となるべき事項

品質低下による販売不適品

品目

数量

単位

数量

紙巻たばこA

1,200.0

箱

1,200.0

紙巻たばこB

200.0

箱

200.0

パイプたばこC

400.0

箱

400.0

葉巻たばこD

300.0

箱

300.0

刻みたばこE

200.0

箱

200.0

かみ用の製造たばこF

100.0

箱

100.0

かき用の製造たばこG

100.0

箱

100.0

加熱式たばこH

100.0

箱

100.0

紙巻たばこ小計

1,400.0

箱

1,400.0

パイプたばこ小計

400.0

箱

400.0

葉巻たばこ小計

300.0

箱

300.0

刻みたばこ小計

100.0

箱

100.0

かみ用の製造たばこ小計

50.0

箱

50.0

かき用の製造たばこ小計

50.0

箱

50.0

加熱式たばこ小計

100.0

箱

100.0

合計

2,400.0

箱

2,400.0

品目別数量を記載

区分ごとの小計・合計を記載

東京都主税局

9 営業の開廃等の報告書（開始）

第16号の8様式(提出用)

営業の開廃等の報告書

下記のとおりで地方税法 第74条の16第1項 の規定により報告します。

受付印

令和 7 年 3 月 10 日	密 処 理 事 項	事 業 者 コ ー ド	処 理 区 分
記入不要			

東京都 港 都税事務所長 殿

フリガナ カブシキガイシャ ○○タバコ

特定販売業者又は卸売販売業者は卸売販売業者の氏名又は名称

株式会社 ○○たばこ

個人番号又は法人番号

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

↑ 個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。

特 定 販 売 業 者	卸 売 販 売 業 者	小 売 販 売 業 者
登録年月日 令和 7 年 3 月 3 日	登録年月日 令和 7 年 3 月 3 日	許可年月日 令和 7 年 3 月 3 日
営業廃止又は登録取消年月日	登録年月日 令和 7 年 3 月 3 日	許可年月日 令和 7 年 3 月 3 日

フリガナ カブシキガイシャ ○○タバコ

事 務 所 名 称 株式会社 ○○たばこ

フリガナ トウキョウト シンジュクカ ニシンシユク

又 所 在 地 東京都新宿区西新宿2-8-1

電話(03) 1234 - 5678

営業の開始、廃止等の年月日	廃 止 年 月 日	休 止 期 間
令和 7 年 03 月 03 日	令和 7 年 03 月 03 日	日 以 上

営業の廃止及び休止の理由

上記の事務所又は営業所の営業区域

東京都

その他参考となるべき事項

東京都主税局

○この様式は、特定販売業者又は卸売販売業者が営業を開始・廃止・休止しようとするとき、報告事項に異動があるときに使用するものです。

○この報告書は、事務所又は事業所ごとに作成してください。

【根拠条文】

該当する条文を選択してください。

○開始・廃止・休止のとき：地方税法第74条の16第1項

【個人番号又は法人番号】

個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を記載してください。

【登録年月日・許可年月日】

昭和・平成・令和のいずれかを選択してください。

【営業の開始、廃止等の年月日】

「開始年月日」欄に、営業の開始年月日を記載してください。

【上記の事務所又は営業所の営業区域】

事務所又は事業所の営業区域に含まれる都道府県名を記載してください。

10 営業の開廃等の報告書（休止）

第16号の8様式(提出用)

営業の開廃等の報告書

受印印

下記のとおり地方税法第74条の16第1項の規定により報告します。

令和7年3月10日

事業者コード

記入不要

東京都港区税務事務所長 殿

カブシキガイシャ ○○タバコ

特定販売業者又は卸売販売業者の氏名又は名称

1234567890123

個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

特定販売業者

登録年月日

登録廃止又は登録取消年月日

卸売販売業者

小売販売業者

フリガナ

カブシキガイシャ ○○タバコ シンジュクエキギョウケンシヨ

株主会社

フリガナ

株主会社 ○○たばこ 新宿営業所

住所

東京都新宿区西新宿2-8-1

営業の開始、廃止等の年月日

営業の廃止理由

取引会社の事業廃止のため

上記の事務所又は営業所の営業区域

その他参考となるべき事項

異動年月日

報告者

総務部総経理 氏名

山本

東京都主税局

11 営業の開廃等の報告書（廃止）

第16号の8様式(提出用)											
営業の開廃等の報告書											
下記のとおり地方税法第74条の16第1項(の規定により報告しよう)。											
受付印											
令和7年4月10日 営業者コード 処理区分											
東京都 港区 都税事務所長 殿											
カブシキガイシャ ○○タバコ											
株式会社 ○○たばこ											
個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3											
↑個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、こちらに記載してください。											
特定販売業者 卸売販売業者 小売販売業者											
登録年月日 営業廃止又は登録取消年月日 登録年月日 許可年月日 許可取消年月日											
令和7年4月10日 令和7年4月10日 令和7年4月10日 令和7年4月10日 令和7年4月10日											
フリガナ カブシキガイシャ ○○タバコ シンジュクエイギョウジョ											
社名 株式会社 ○○たばこ 新宿営業所											
フリガナ トウキョウト シンジュク ニシンジュク											
所在地 東京都新宿区西新宿2-8-1 電話(03)1234-5678											
営業の開始、廃止等の年月日 開始年月日 廃止年月日 休業期間											
令和7年4月10日 令和7年4月10日 令和7年4月10日 令和7年4月10日											
営業の廃止及び休止の理由 新宿営業所を廃止し、港営業所と統合											
上記の事務所又は営業所の営業区域											
その他参考となるべき事項											
報告者 総務部経理課 氏名 山本											
東京都主税局											

○この様式は、特定販売業者又は卸売販売業者が営業を開始・廃止・休止しようとするとき、報告事項に異動があるときに使用するものです。
○この報告書は、事務所又は事業所ごとに作成してください。

【根拠条文】

○開始・廃止・休止のとき：地方税法第74条の16第1項

【個人番号又は法人番号】

個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を記載してください。

【登録年月日・許可年月日】

昭和・平成・令和のいずれかを選択してください。

【営業の開始、廃止等の年月日】

「廃止年月日」欄に、営業の廃止年月日を記載し、「営業の廃止及び休止の理由」欄に廃止の理由を記載してください。

12 営業の開廃等の報告書（異動）

第16号の8様式（提出用）									
営業の開廃等の報告書									
第74条の16第2項 下記のとおり地方税法 の規定により報告します。									
受付印									
令和 7 年 4 月 10 日 処理 区分									
東京都 港 都税事務所長 殿									
カブシキガイシャ ○○タバコ									
フリガナ									
特定販売業者又は卸売販売業者の氏名又は名称									
株式会社 ○○たばこ									
個人番号又は法人番号									
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3									
特定販売業者 卸売販売業者 小売販売業者									
登録年月日 営業開始年月日 登録取消年月日 許可年月日 許可取消年月日									
令和 7 年 3 月 1 日 令和 7 年 12 月 01 日 令和 7 年 12 月 01 日 令和 7 年 12 月 01 日 令和 7 年 12 月 01 日									
フリガナ									
カブシキガイシャ ○○タバコ									
事務所名称									
合同会社 ○○たばこ									
フリガナ									
トウキョウト シンジュク ニシンジユク									
所在地									
東京都新宿区西新宿2-8-1									
電話 (03) 1234 - 5678									
営業の開始、廃止等の年月日									
令和 7 年 3 月 1 日 令和 7 年 3 月 1 日 令和 7 年 3 月 1 日 令和 7 年 3 月 1 日									
営業の廃止及び休止の理由									
上記の事務所又は営業所の営業区域									
東京都									
その他参考となるべき事項									
・特定販売業者登録 登録年月日 令和7年3月1日									
・組織変更 株式会社○○たばこー合同会社○○たばこ									
・本店所在地の変更 港区麻布台3-5-6より移転									
異動年月日 令和 7 年 03 月 01 日									
報告者 総務部長 氏名 山本									

○この様式は、特定販売業者又は卸売販売業者が営業を開始・廃止・休止しようとするとき、報告事項に異動があるときに使用するものです。
○この報告書は、事務所又は事業所ごとに作成してください。

【根拠条文】
○報告事項に異動があるとき：地方税法第74条の16第2項

【個人番号又は法人番号】
個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を記載してください。

【登録年月日・許可年月日】
昭和・平成・令和のいずれかを選択してください。

異動後の名称、所在地等を記載してください。

【その他参考となるべき事項】
当該異動事項についての異動前の内容、異動理由等、その他参考となる事項を記載してください。

【異動年月日】
当該異動事由が生じた年月日を記載してください。

13 都たばこ税納付書

都たばこ税領収証書

都道府県コード 13	納付事務所コード 20317	税目コード 610
東京都	口座番号 00120-9-960610	加入者 東京都会計管理者

所在地及び氏名又は名称
東京都新宿区西新宿2-8-1
株式会社 ○○
代表取締役 ○○ ○○

年度 07	※ 処理事項	事業者コード 1312345678
申告期間 年 月 日 07 05 30	申告区分 申告 修正 決定	

税額	194781
延滞金	
過少申告加算金	
不申告加算金	
重加算金	
合計額	¥194781

納期限 年 月 日
07 06 30

課税事務所 東京都港都税務所

住所・氏名（法人の場合は所在地・名称及び代表者名）を記入してください。

3月行為分(4月申告)～翌2月行為分(3月申告)が一調定年度となります。

売渡しを行った年月を記入してください。

当該月分の申告納期限を記入してください。

〇都たばこ税額を金融機関で納付する際に使用します。
 〇3枚複写の場合、一番上が「領収証書」となっています。

事業者コードを右詰めで記入してください。

申告すべき都たばこ税額を右詰めで記入してください。

〇合計金額も忘れずに記入してください。
 〇最上位桁の左欄に「¥」記号を記入してください。
 〇合計金額欄の訂正はできませんので、金額を誤記した場合は新たな納付書をお使いください。

金融機関窓口で「領収日付印」を押印のうえ、領収証書をお渡します。大切に保管してください。

第3 關係法令（抜粋）

1 地方税法

（用語の意義及び製造たばこの区分）

第七十四条 道府県たばこ税（以下この節において「たばこ税」という。）について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 製造たばこ たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に規定する製造たばこ（同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品を含む。）をいう。
 - 二 特定販売業者 たばこ事業法第十四条第一項に規定する特定販売業者をいう。
 - 三 卸売販売業者 たばこ事業法第九条第一項に規定する卸売販売業者をいう。
 - 四 小売販売業者 たばこ事業法第九条第六項に規定する小売販売業者をいう。
 - 五 小売販売業者の営業所 たばこ事業法第二十二條第一項に規定する営業所をいう。
- 2 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

- 一 喫煙用の製造たばこ
 - イ 紙巻たばこ
 - ロ 葉巻たばこ
 - ハ パイプたばこ
 - ニ 刻みたばこ
 - ホ 加熱式たばこ
- 二 かみ用の製造たばこ
- 三 かぎ用の製造たばこ

（たばこ税の納税義務者等）

第七十四条の二 たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者（以下この節において「卸売販売業者等」という。）が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合（当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。）において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該小売販売業者の営業所所在の道府県において、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

- 2 たばこ税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者（以下この節において「消費者等」という。）に売渡しをし、又は消費その他の処分（以下この節において「消費等」という。）をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該卸売販売業者等の事務所又は事業所で当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理するものが所在する道府県において、当該卸売販売業者等に課する。
- 3 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合には、当該卸売販売業者等は、総務省令で定めるところにより、当該小売販売業者からその小売販売業者の営業所ごとの当該売渡しに係る製造たばこの数量その他必要な事項を記載した書類を徴するとともに、これを保存しなければならない。
- 4 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者である卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡す場合には、当該売渡しをした卸売販売業者等は、総務省令で定めるところにより、当該小売販売業者である卸売販売業者等から当該売渡しに係る製造たばこが卸売販売用であることを証する書類を徴するとともに、これを保存しなければならない。

（卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合）

第七十四条の三 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等からの買受けの委託により他の卸売販売業者等から製造たばこの売渡しを受けた場合において、当該卸売販売業者等が当該委託をした者に当該製造たばこの引渡しをしたときは、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該委託をした者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定

を適用する。

- 2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法第四百八十二条に規定する他の給付又は同法第五百四十九条若しくは第五百五十三条に規定する贈与若しくは同法第五百八十六条第一項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。
- 3 特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又はたばこ事業法第十一条第一項若しくは第二十条の規定による登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合においては、当該廃止又は取消しの時に当該特定販売業者又は卸売販売業者が当該製造たばこにつき、消費者等に対する売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第二項の規定を適用する。
- 4 卸売販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合においては、当該卸売販売業者等が売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。ただし、その売渡し又は消費等がされたことにつき、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者等とみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

（製造たばことみなす場合）

第七十四条の三の二 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものの（たばこ事業法第三条第一項に規定する会社その他の政令で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第三項第一号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

（たばこ税の課税標準）

第七十四条の四 たばこ税の課税標準は、第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（第三項第三号イにおいて「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。

- 2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める重量をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもって紙巻きたばこの〇・七グラムに換算するものとする。

区 分	重 量
一 喫煙用の製造たばこ	
イ 葉巻たばこ	一グラム
ロ パイプたばこ	一グラム
ハ 刻みたばこ	二グラム
二 かみ用の製造たばこ	二グラム
三 かぎ用の製造たばこ	二グラム

- 3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- 一 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法
- 二 加熱式たばこの重量（フィルターその他の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。）の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法
- 三 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法
 - イ 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）
 - ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十条第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定した金額
- 4 前二項に定めるもののほか、これらの規定により重量又は金額を本数に換算する場合の計算その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（たばこ税の税率）

第七十四条の五 たばこ税の税率は、千本につき千七十円とする。

（たばこ税の課税免除）

第七十四条の六 道府県は、卸売販売業者等が次に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する。

- 一 製造たばこの本邦からの輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者（他から購入した製造たばこの販売を業とする者で常時製造たばこの輸出を行うものをいう。）に対する売渡し
 - 二 本邦と外国との間を往来する本邦の船舶（これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。）又は航空機に船用品又は機用品（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第九号又は第十号に規定する船用品又は機用品をいう。）として積み込むための製造たばこの売渡し
 - 三 品質が悪変し、又は包装が破損し、若しくは汚染した製造たばこその他販売に適しないと認められる製造たばこの廃棄
 - 四 既にたばこ税を課された製造たばこ（第七十四条の十四第一項又は第二項の規定による控除又は還付が行われた、又は行われるべき製造たばこを除く。）の売渡し又は消費等
- 2 前項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第七十四条の十第一項又は第三項の規定による申告書に前項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、総務省令で定めるところにより当該製造たばこの売渡し又は消費等が同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用する。
- 3 第一項（第三号又は第四号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第三号又は第四号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について第七十四条の十第一項又は第三項の規定による申告書を提出すべき道府県知事に対し、総務省令で定めるところにより、当該製造たばこの売渡し又は消費等が第一項第三号又は第四号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を提出している場合に限り、適用する。
- 4 第一項第一号の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、同項に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第七十四条の二の規定を適用する。

（徴税吏員のたばこ税に関する調査に係る質問検査権）

第七十四条の七 道府県の徴税吏員は、たばこ税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚に

よつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第二号及び第三号において同じ。)その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 小売販売業者

三 第一号に掲げる者に金銭若しくは物品を給付する義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭若しくは物品を受け取る権利があると認められる者(前号に掲げる者を除く。)

四 前三号に掲げる者以外の者で当該たばこ税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

2 前項第一号に掲げる者を分割法人(分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下本項において同じ。)

とする分割に係る分割承継法人(分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項において同じ。)

は前項第三号に規定する物品を受け取る権利があると認められる者に、同項第一号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は同項第三号に規定する物品を給付する義務があると認められる者にそれぞれ含まれるものとする。

3 第一項の場合には、当該徴税吏員は、製造たばこについて、必要最少限度の分量を見本品として採取することができる。

4 前項の規定により採取した見本品に関しては、第七十四条の二、第七十四条の三及び第七十四条の十の規定は、適用しない。

5 第一項又は第三項の場合には、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

7 たばこ税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七十四条の二十七第六項の定めるところによる。

8 第一項、第三項又は第六項の規定による道府県の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(たばこ税に係る検査拒否等に関する罪)

第七十四条の八 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査又は同条第三項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(たばこ税の徴収の方法)

第七十四条の九 たばこ税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。ただし、第七十四条の三第四項ただし書の規定によつて卸売販売業者等とみなされた者に対したばこ税を課する場合における徴収は、普通徴収の方法によるものとする。

(たばこ税の申告納付の手続)

第七十四条の十 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、総務省令で定める様式によつて、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該道府県の区域内に所在する小売販売業者の営業所に係る第七十四条の二第一項の売渡し又は当該道府県の区域内に所在する卸売販売業者等の事務所又は事業所が直接管理する製造たばこに係る同条第二項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第七十四条の六第一項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに第七十四条の十四第一項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した申告書を当該道府県知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を当該道府県に納付しなければならない。この場合において、

道府県知事に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、第七十四条の六第三項に規定する書類及び第七十四条の十四第一項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類並びに主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書にあつては前月の初日から末日までの間における製造たばこの購入及び販売に関する事実を記載した書類を添付しなければならない。

- 2 卸売販売業者等は、前月の初日から末日までの間における当該卸売販売業者等の主たる事務所又は事業所所在地の道府県に申告納付すべきたばこ税額及びその基礎となるべき課税標準数量がない場合においても、総務省令で定めるところにより、前項の規定に準じて、申告書を当該道府県知事に提出しなければならない。
- 3 卸売販売業者等で、製造たばこの取扱数量が政令で定める数量以下であることその他の政令で定める要件に該当するものとして、総務省令で定めるところにより、総務大臣が指定したものが、申告納税者である場合には、前二項の規定によつて次の表の上欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月にこれらの規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。

一月及び二月	三月
四月及び五月	六月
七月及び八月	九月
十月及び十一月	十二月

- 4 総務大臣は、前項の規定による指定をした卸売販売業者等について同項に規定する要件に該当しなくなつたことその他たばこ税の保全上適当でない事情が生じたとき、同項の規定による指定を取り消すことができる。
- 5 第七十四条の十四第一項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において第一項から第三項までの規定による申告書の提出を要しない者で、同条第一項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとするものは、総務省令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該返還を受けた製造たばこに係る小売販売業者の営業所所在地の道府県知事に提出することができる。この場合において、道府県知事に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

（納期限の延長）

第七十四条の十一 卸売販売業者等が前条第一項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、同項の納期限内に納期限の延長についての申請書を当該申告書を提出すべき道府県知事に提出し、かつ、政令で定めるところにより、当該申告書によつて納付すべきたばこ税額の全部又は一部に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを提供したときは、当該道府県知事は、当該卸売販売業者等が製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する理由により当該担保の額に相当するたばこ税を当該納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、一月以内、当該担保の額に相当するたばこ税の納期限を延長することができる。

- 2 第十六条第三項並びに第十六条の五第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の規定による担保について準用する。

（たばこ税の期限後申告及び修正申告納付）

第七十四条の十二 第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告書を提出すべき申告納税者は、当該申告書の提出期限後においても、第七十四条の二十第四項の規定による決定の通知があるまでは、第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告納付することができる。

- 2 第七十四条の十第一項から第三項まで、前項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した申告納税者又は第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定を受けた申告納税者は、当該申告書若しくは修

正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準数量又は税額について不足がある場合には、遅滞なく、総務省令で定める様式による修正申告書を第七十四条の十第一項から第三項まで、前項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した道府県知事又は第七十四条の二十第二項の規定により決定をした道府県知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を当該道府県に納付しなければならない。

（たばこ税に係る不申告に関する過料）

第七十四条の十二の二 道府県は、たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第七十四条の十第一項から第三項までの規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

（たばこ税の普通徴収の手続）

第七十四条の十三 第七十四条の九ただし書の規定によりたばこ税を普通徴収の方法によつて徴収する場合においては、当該道府県の条例で定めるところにより、納期を定めて徴収するものとする。

- 2 前項の場合において、普通徴収の方法によつて徴収されるたばこ税を納付すべき納税者（以下この節において「納税者」という。）に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

（製造たばこの返還があつた場合における控除等）

第七十四条の十四 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該道府県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還を受けた場合には、当該卸売販売業者等が当該返還を受けた日の属する月の翌月以後に当該道府県知事に提出すべき第七十四条の十第一項又は第三項の規定による申告書（これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。）に係る課税標準数量に対するたばこ税額（第七十四条の六第一項の規定により免除を受ける場合には、同項の適用を受ける製造たばこに係るたばこ税額を控除した後の金額とする。次項において同じ。）から当該返還に係る製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ税額（当該たばこ税額につきこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

- 2 前項に規定する場合において、道府県知事は、同項の規定による控除を受けるべき月の課税標準数量に対するたばこ税額から同項の規定により控除を受けようとする金額を控除してなお不足額があるとき、又は同項の規定による控除を受けるべき月において当該返還を受けた製造たばこに係る小売販売業者の営業所所在地の道府県知事に申告すべき課税標準数量に対するたばこ税額がないときは、それぞれ、第七十四条の十第一項から第三項まで又は第五項の規定による申告書に記載された当該不足額又は前項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額を還付する。
- 3 道府県知事は、前項の規定により、たばこ税額に相当する金額を還付する場合において、還付を受ける申告納税者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき金額をこれに充当することができる。
- 4 前二項の規定によつてたばこ税額に相当する金額を還付し、又は充当する場合には、申告納税者の当該還付に係る第七十四条の十第一項から第三項まで又は第五項の規定による申告書の提出があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項第四号に掲げる日とみなして、同項（第一号から第三号までを除く。）の規定を適用する。

（たばこ税の脱税に関する罪）

第七十四条の十五 偽りその他不正の行為によつてたばこ税の全部又は一部を免れた者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 偽りその他不正の行為によつて前条第二項の規定による還付を受けた者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 3 第一項の免れた税額又は前項の還付を受けた金額が百万円を超える場合には、情状により、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額又は還付を受けた金額に相当する額以下の額とすることができる。
- 4 第一項に規定するもののほか、第七十四条の十第一項又は第三項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出

期限までに提出しないことにより、たばこ税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 5 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項、第二項又は第四項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。
- 7 前項の規定により第一項、第二項又は第四項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

（営業の開廃等の報告）

- 第七十四条の十六** 特定販売業者又は卸売販売業者は、営業を開始しようとするときは、その事務所又は事業所ごとに、総務省令で定めるところにより、その旨を当該事務所又は事業所所在地の道府県知事に報告しなければならない。特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又は休止しようとするときも、同様とする。
- 2 特定販売業者又は卸売販売業者は、前項の規定により報告した事項に異動を生じた場合には、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を同項に規定する道府県知事に報告しなければならない。

（帳簿記載義務）

- 第七十四条の十七** 卸売販売業者等又は小売販売業者は、帳簿を備え、政令で定めるところにより、製造たばこの製造、貯蔵又は販売に関する事実をこれに記載しなければならない。

（営業の開廃等に係る虚偽の報告等に関する罪）

- 第七十四条の十八** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 一 第七十四条の十六の規定による報告をせず、又は偽つた者
 - 二 前条の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（市町村たばこ税に関する書類の供覧等）

- 第七十四条の十九** 道府県知事が、たばこ税の賦課徴収について、市町村長に対し、市町村たばこ税の納税義務者が市町村長に提出した申告書若しくは修正申告書又は市町村長が当該納税義務者の市町村たばこ税に係る課税標準数量若しくは税額についてした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、市町村長は、関係書類を道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。
- 2 第七十四条の十第一項から第三項までの規定による申告書の提出を受けた道府県知事は、総務省令で定めるところにより、これらの申告書及びこれらに添付された書類に記載された事項のうち卸売販売業者等に売り渡された製造たばこの数量その他必要な事項を関係道府県知事に通知するものとする。

（たばこ税の更正又は決定）

- 第七十四条の二十** 道府県知事は、第七十四条の十第一項から第三項まで若しくは第五項の規定による申告書（以下この節において「申告書」という。）又は第七十四条の十二第二項の規定による修正申告書（以下この節において「修正申告書」という。）の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準数量、税額又は還付金の額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。
- 2 道府県知事は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、申告すべき課税標準数量及び税額を決定する。

- 3 道府県知事は、第一項若しくはこの項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課税標準数量、税額又は還付金の額について過不足があることを知つたときは、その調査によつてこれを更正する。
- 4 道府県知事は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを申告納税者に通知しなければならない。

(たばこ税の不足税額及びその延滞金の徴収)

第七十四条の二十一 道府県の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。以下この節において同じ。）があるときは、同条第四項の規定による通知をした日から一月を経過する日を納期限として、これを徴収しなければならない。

- 2 前項の場合には、その不足税額に第七十四条の十第一項又は第三項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下この節において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。
- 3 道府県知事は、申告納税者が前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に納付するたばこ税の延滞金)

第七十四条の二十二 たばこ税の申告納税者は、第七十四条の十第一項又は第三項の納期限後にそのたばこ税を納付する場合には、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 一 その提出期限までに提出した申告書に係る税額 当該税額に係る第七十四条の十第一項又は第三項の納期限の翌日から一月を経過する日までの期間
- 二 その提出期限後に提出した申告書に係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間
- 三 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

- 2 たばこ税の納税者は、第七十四条の十三第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下この節において同じ。）後にそのたばこ税を納付する場合には、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 3 道府県知事は、申告納税者又は納税者が第七十四条の十第一項若しくは第三項の納期限又は第七十四条の十三第一項の納期限までにたばこ税を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前二項の延滞金額を減免することができる。

(たばこ税の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七十四条の二十三 申告書の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第七項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第七十四条の二十第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、道府県知事は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告により増加した税額（以下この項において「対象不足税額等」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係るたばこ税について更正又は修正申告書の提出があつた場合には、その更正による不足税額又は修正申告により増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申

告により増加した税額を控除した金額とし、当該たばこ税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額(当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係るたばこ税額について同条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。
 - 一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七十四条の二十第二項の規定による決定があつた場合
 - 二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第七十四条の二十第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合
 - 三 第七十四条の二十第二項の規定による決定があつた後において修正申告書の提出又は同条第三項の規定による更正があつた場合
- 3 前項の規定に該当する場合(同項ただし書又は第七項の規定の適用がある場合を除く。)において、前項に規定する納付すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該たばこ税に係る申告書の提出期限後の申告又は第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額(当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額)が五十万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額(同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第二項の規定に該当する場合(同項ただし書若しくは第七項の規定の適用がある場合又は申告書の提出期限後にその提出があつた場合若しくは修正申告書の提出があつた場合においてその提出が当該申告書又は修正申告書に係るたばこ税について第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときを除く。)において、申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は同条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、たばこ税について、不申告加算金(申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該申告書又は修正申告書に係るたばこ税について同条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときに徴収されたものを除く。)又は重加算金(次条第三項において「不申告加算金等」という。)を徴収されたことがあるときは、第二項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 5 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該申告書又は修正申告書に係るたばこ税について第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該申告書又は修正申告書に係る税額に係る第二項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。
- 6 道府県知事は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、申告納税者に通知しなければならない。
- 7 第二項の規定は、第五項の規定に該当する申告書の提出があつた場合において、その提出が、申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

(たばこ税の重加算金)

第七十四条の二十四 前条第一項の規定に該当する場合において、申告納税者が課税標準数量の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、道府県知事は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、申告納税者が課税標準数量の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて、申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、道府県知事は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 前二項の規定に該当する場合において、これらの規定に規定する課税標準数量の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、たばこ税について、不申告加算金等を徴収されたことがあるときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 道府県知事は、前三項の規定に該当する場合において、申告書又は修正申告書の提出について前条第一項ただし書又は第五項に規定する事由があるときは、当該申告により納付すべき税額又は当該修正申告により増加した税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

5 道府県知事は、第一項又は第二項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、申告納税者に通知しなければならない。

(たばこ税に係る督促)

第七十四条の二十五 申告納税者又は納税者が納期限（第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合には、第七十四条の二十一第一項の納期限。以下この項及び第七十四条の二十七第三項において同じ。）までにたばこ税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合は、この限りでない。

2 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で、前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(たばこ税に係る督促手数料)

第七十四条の二十六 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合には、当該道府県の条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

(たばこ税に係る滞納処分)

第七十四条の二十七 たばこ税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該たばこ税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係るたばこ税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までにたばこ税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

- 3 たばこ税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。
- 4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係るたばこ税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係るたばこ税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。
- 5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、たばこ税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。
- 7 前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

（たばこ税に係る滞納処分に関する罪）

第七十四条の二十八 たばこ税の申告納税者又は納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 申告納税者又は納税者の財産を占有する第三者が申告納税者又は納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。
- 3 情を知つて前二項の行為につき申告納税者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

（国税徴収法の例によるたばこ税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪）

第七十四条の二十九 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七十四条の二十七第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者
- 二 第七十四条の二十七第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（国税徴収法の例によるたばこ税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七十四条の三十 第七十四条の二十七第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 地方税法施行令

(法第七十四条の三の二の政令で定める者)

第三十九条の九 法第七十四条の三の二に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第三条第一項に規定する会社（第三号において「会社」という。）
- 二 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者
- 三 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者
- 四 前三号に掲げる者に準ずる者として総務省令で定める者

(製造たばこの重量又は金額の本数への換算方法)

第三十九条の九の二 法第七十四条の四第二項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は同条第三項第一号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、同条第一項に規定する売渡し等（次項及び第五項において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を法第七十四条第二項に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

- 2 法第七十四条の四第三項第二号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前二項の計算に関し、第一項の製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・一グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 法第七十四条の四第三項第三号に規定する紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第四十八条第一項第一号に定めるたばこ税の税率、法第七十四条の五に規定するたばこ税の税率及び法第四百六十八条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ千で除して得た金額の合計額を百分の六十で除して計算した金額とする。
- 5 法第七十四条の四第三項第三号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号イ又はロに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの同号イ又はロに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 6 前二項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの法第七十四条の四第三項第三号イに定める金額又は第四項の規定により計算した金額に一銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 7 法第七十四条の四第三項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(本邦と外国との間を往来する本邦の船舶に準ずる遠洋漁業船等)

第三十九条の十 法第七十四条の六第一項第二号に規定する政令で定める船舶は、漁業法第三十六条第一項の許可を受けた船舶であつて母船式漁業（製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有する母船及びこれと一体となつて漁業に従事する船舶により行う漁業をいう。）に従事するもののうち総務省令で定める船舶とする。

(徴税吏員のたばこ税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第三十九条の十の二 道府県の徴税吏員は、法第七十四条の七第六項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称

又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置に関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

- 2 道府県の徴税吏員は、法第七十四条の七第六項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。
- 3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

（申告書の提出期限の特例に係る要件）

第三十九条の十一 法第七十四条の十第三項に規定する製造たばこの取扱数量が政令で定める数量以下であることその他の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 イに掲げる本数が、二万本にロに掲げる数を乗じて得た本数以下であること。
 - イ 最近の十二箇月において、当該卸売販売業者等（法第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この節において同じ。）が、小売販売業者に売り渡した製造たばこ（当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合には、その者に卸売販売用として売り渡すものを除く。）並びに卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者（以下この節において「消費者等」という。）に売り渡し、又は消費その他の処分（以下この節において「消費等」という。）をした製造たばこの本数の合計数
 - ロ 当該十二箇月において、当該卸売販売業者等が売り渡した製造たばこの売渡しを受けた小売販売業者の営業所又は当該卸売販売業者等が消費者等に売り渡し、若しくは消費等をした製造たばこを直接管理していた当該卸売販売業者等の事務所若しくは事業所の所在する市町村及び特別区の各月（卸売販売業者等となつた日以後の日数が一月に満たない月を除く。）における数の合計数
- 二 法第七十四条の十第四項の規定による取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から一年を経過していること。
- 三 地方税の滞納処分を受けた者にあつては、当該滞納処分の日から二年を経過していること。
- 四 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第二十二條の二十八第一項の規定により通告処分を受けた者にあつては、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過していること。
- 五 当該卸売販売業者等の財産の状況その他の事情から道府県たばこ税又は市町村たばこ税の徴収の確保に支障がないと認められること。

（法第七十四条の十一の担保の提供手続）

第三十九条の十二 第六条の十の規定は、法第七十四条の十一第一項の規定によつて道府県たばこ税に係る納期限を延長する場合における担保の提供手続について準用する。

（帳簿記載義務）

第三十九条の十三 製造たばこの製造者又は特定販売業者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

- 一 製造し、又は輸入した製造たばこの品目、品目ごとの数量及び製造又は輸入の年月日
 - 二 各月末日において貯蔵している製造たばこの品目及び品目ごとの数量
 - 三 売渡し又は消費等をした製造たばこの品目、品目ごとの数量及び売渡し又は消費等の年月日並びに売渡しに係る製造たばこの買受人が卸売販売業者等又は小売販売業者である場合にあつては、その住所及び氏名又は名称
 - 四 返還を受けた製造たばこの品目、品目ごとの数量、返還を受けた年月日並びに返還をした者の住所及び氏名又は名称
- 2 卸売販売業者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。
 - 一 買い受けた製造たばこの品目、品目ごとの数量、買い受けた年月日並びに売渡人の住所及び氏名又は名称
 - 二 返還した製造たばこの品目、品目ごとの数量、返還の年月日並びに返還を受けた者の住所及び氏名又は名称
 - 三 前項第二号から第四号までに掲げる事項
 - 3 前二項の場合において、売渡し、消費等又は買受けをした製造たばこが、法第七十四条の六第一項各号の規定の適用を受け

た、若しくは受けるべきものであるとき、又は卸売販売用として売り渡し、若しくは買い受けたものであるときには、その旨を付記しなければならない。

4 小売販売業者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

- 一 売渡し又は消費等をした製造たばこの品目、品目ごとの数量及び売渡し又は消費等の年月日
- 二 第一項第二号並びに第二項第一号及び第二号に掲げる事項

（法第七十四条の二十三第七項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合）

第三十九条の十四 法第七十四条の二十三第七項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- 一 法第七十四条の二十三第七項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、道府県たばこ税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けていないとき。
- 二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納付されていた場合
 - イ ロに掲げる場合以外の場合 当該納付すべき税額に係る法第七十四条の十第一項又は第三項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）
 - ロ 道府県知事が当該申告書に係る納付について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合 当該申告書の提出があつた日

（道府県たばこ税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第三十九条の十五 法第七十四条の二十四第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第七十四条の二十四第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第七十四条の二十三第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

3 地方税法施行規則

（小売販売業者の営業所ごとの製造たばこの売渡し数量等に係る書類）

第八条 法第七十四条の二第三項の規定により卸売販売業者等（同条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下第八条の十一までにおいて同じ。）が小売販売業者から徴する書類は、次に掲げる事項が記載された書類とする。

- 一 当該小売販売業者の営業所ごとの当該小売販売業者への売渡しに係る製造たばこの品目及び品目ごとの数量
- 二 当該小売販売業者に売り渡した年月日
- 三 当該売渡しに係る小売販売業者の営業所の所在地及び名称

2 卸売販売業者等は、前項の書類を徴した日から五年間、これを保存しなければならない。

（卸売販売用であることを証する書類）

第八条の二 法第七十四条の二第四項の規定により卸売販売業者等が小売販売業者である卸売販売業者等から徴する書類は、次に掲げる事項が記載された書類とする。

- 一 当該売渡しに係る製造たばこが卸売販売用である旨
- 二 当該売渡しに係る製造たばこの品目及び品目ごとの数量
- 三 当該小売販売業者である卸売販売業者等に売り渡した年月日
- 四 当該小売販売業者である卸売販売業者等の住所及び氏名又は名称

2 卸売販売業者等は、前項の書類を徴した日から五年間、これを保存しなければならない。

（政令第三十九条の九第四号の総務省令で定める者）

第八条の二の二 政令第三十九条の九第四号に規定する総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十二条第六項又は第十三条第五項の規定により製造たばこ製造者（同法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。）とみなされる者
- 二 政令第三十九条の九第三号に規定する加熱式たばこの喫煙用具を同号に規定する者又は前号に掲げる者から委託を受けて製造した者

（加熱式たばこの重量の計算から除外されるものの範囲）

第八条の二の三 法第七十四条の四第三項第二号に規定する総務省令で定めるものは、フィルターのほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 加熱式たばこ（次号に掲げる加熱式たばこの喫煙用具を除く。） 当該加熱式たばこに巻かれた紙及び葉たばこ（たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第二号に規定する葉たばこをいう。）が充填されている容器
- 二 法第七十四条の三の二の規定により製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具 当該加熱式たばこの喫煙用具に充填した同条に規定するグリセリンその他の物品又はこれらの混合物以外のもの

（遠洋漁業船等の範囲）

第八条の三 政令第三十九条の十に規定する総務省令で定める船舶は、東経百十八度及び東経百五十九度の線並びに北緯二十度及び北緯四十五度の線で囲まれた海域を除く海域において行う同条に規定する母船式捕鯨業に従事する母船、独航船、運搬船及び補給船とする。

（課税免除事由に該当することを証するに足りる書類）

第八条の四 法第七十四条の六第一項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする卸売販売業者等は、当該製造たばこが外国航路又は外国航空路に就航する船舶又は航空機に積み込まれたことを当該積み込み港の所轄税関

長が証明した書類その他の当該製造たばこの売渡し又は消費その他の処分（以下この条及び第八条の十一第三号において「消費等」という。）が同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を保存しなければならない。

- 2 法第七十四条の六第一項（第三号又は第四号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする卸売販売業者等は、当該製造たばこの売渡し又は消費等が同項第三号又は第四号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を、法第七十四条の十第一項又は第三項の申告書に添付して、当該道府県知事に提出しなければならない。

（道府県たばこ税に係る申告書等の様式）

第八条の五 道府県たばこ税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

申告書等の種類	様式
（一）道府県たばこ税申告書及びこれに係る修正申告書（法第七十四条の十第一項の申告書及び法第七十四条の十二第二項の修正申告書）	第十六号様式
（二）製造たばこの購入及び販売に関する事実を記載した書類（法第七十四条の十第一項の製造たばこの購入及び販売に関する事実を記載した書類）	第十六号の二様式
（三）提出期限の特例の指定を受けている者が提出すべき道府県たばこ税申告書及びこれに係る修正申告書（法第七十四条の十第三項の申告書（同項の指定を受けている者が同条第二項の規定により申告書を提出すべき場合における同条第三項の申告書を除く。）及び法第七十四条の十二第二項の修正申告書）	第十六号の三様式

- 2 卸売販売業者等が道府県たばこ税に係る地方団体の徴収金を申告納付の方法により納付するとき（口座振替の方法により納付する場合を除く。）は、当該地方団体の徴収金に第十六号の四様式による納付書（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納付するものとする。

（返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類の添付）

第八条の六 法第七十四条の十四第一項の規定による控除又は同条第二項の規定による還付を受けようとする卸売販売業者等は、当該控除又は還付に係る法第七十四条の十第一項又は第三項の規定による申告書に、販売契約の解除を証する書類その他の当該製造たばこの返還の事実を証するに足りる書類に基づいて作成した第十六号の五様式による書類を添付しなければならない。

（法第七十四条の十第二項に規定する申告書の提出）

第八条の七 法第七十四条の十第二項の規定により申告書を提出すべき卸売販売業者等は、第十六号様式による申告書（同条第三項の指定を受けている卸売販売業者等にあつては、第十六号の三様式による申告書）に、第十六号の二様式による書類及び第十六号の五様式による書類を添付しなければならない。

（申告書の提出期限の特例に係る申請書の提出）

第八条の八 法第七十四条の十第三項の指定を受けようとする卸売販売業者等は、第十六号の六様式による申請書を総務大臣

に提出しなければならない。

（道府県たばこ税に係る還付請求申告書の提出）

第八条の九 法第七十四条の十第五項の規定により、法第七十四条の十四第一項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとする卸売販売業者等は、第十六号の七様式による申告書を当該道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、第十六号の五様式による書類を添付しなければならない。

（営業の開廃等の報告書の提出）

第八条の十 法第七十四条の十六第一項又は第二項の規定による報告をしようとする特定販売業者又は卸売販売業者は、第十六号の八様式による報告書を当該道府県知事に提出しなければならない。

（申告書の提出を受けた道府県知事から関係道府県知事への通知）

第八条の十一 法第七十四条の十第一項から第三項までの規定による申告書の提出を受けた道府県知事は、遅滞なく、次に掲げる事項を関係道府県知事に通知するものとする。

- 一 当該申告書を提出した卸売販売業者等が卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡した製造たばこの数量及び小売販売業者である卸売販売業者等に小売販売用として売り渡した製造たばこの数量
- 二 当該申告書を提出した卸売販売業者等が卸売販売業者等から買い受けた製造たばこの数量
- 三 当該申告書を提出した卸売販売業者等が小売販売業者若しくは卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者に売渡しをし、又は消費等をした製造たばこの道府県ごとの数量
- 四 その他必要と認める事項

4 地方税法の施行に関する取扱いについて

第6章 道府県たばこ税

第1 納税義務者

- 1 道府県たばこ税（以下この章において「たばこ税」という。）の納税義務者は、製造たばこについて、小売販売業者若しくは消費者等（法第74条の2第2項に規定する消費者等をいう。以下この章において同じ。）に売渡しをし、又は消費等（同項に規定する消費等をいう。以下この章において同じ。）をする卸売販売業者等（同条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この章において同じ。）であること。（法74の2①・②）

第2 課税客体等

2 課税客体

- (1) たばこ税の課税客体は、卸売販売業者等が行う小売販売業者若しくは消費者等への売渡し又は消費等（以下この章において「売渡し等」という。）に係る製造たばこであること。（法74の2①・②）
- (2) 卸売販売業者等が小売販売業者に売り渡す製造たばこについては、その営業所ごとの当該売渡しに係る製造たばこの数量等を記載した書類を徴するとともに、これを5年間保存しなければならないものであること。この場合においてたばこ事業法（昭和59年法律第68号）第26条第1項の規定により許可を受けた出張販売先に係る製造たばこの数量等については、当該小売販売業者のいずれかの営業所に係る製造たばこの数量等に含めて記載するものであること。（法74の2③、則8）

3 製造たばこ

製造たばことは、次に掲げるものをいうものであること。

(1) 喫煙用の製造たばこ

- ア 紙巻たばこ 紙その他たばこ（たばこ事業法第2条第1号に規定するたばこをいう。以下この章において同じ。）を含まないものによって巻かれた製造たばこをいう。
- イ 葉巻たばこ たばこ又はたばこを含むものによって巻かれた製造たばこをいう。
- ウ パイプたばこ たばこ又はたばこを含むものを刻み、パイプ用として製造された製造たばこをいう（紙巻たばこ、葉巻たばこ、刻みたばこ及び加熱式たばこ以外の製造たばこを含むものとする。）。
- エ 刻みたばこ 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。以下この章において同じ。）を刻み幅0.3ミリメートル以下に刻んだもので、香料等が添加されていないきせる用の製造たばこをいう（紙巻たばこ、葉巻たばこ及び加熱式たばこに該当するものを除く。）。
- オ 加熱式たばこ たばこ又はたばこを含むものを燃焼せず、加熱（水その他の物品を加熱することによる加熱を含む。）して、たばこの成分を吸引により喫煙し得る状態に製造された製造たばこをいう（水パイプで喫煙するための製造たばこを除く。）。

(2) かみ用の製造たばこ 葉たばこをうすく刻み、かみ用として製造された製造たばこをいう。

(3) かぎ用の製造たばこ 乾燥した葉たばこを粉にして、かぎ用として製造された製造たばこをいう。

なお、製造たばこには製造たばこ代用品も含まれるものであるが、この場合における製造たばこ代用品とは、たばこ事業法第2条第3号に規定する製造たばこ以外のものであって、喫煙用に供されるもの（大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻、麻葉及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻葉、あへん法（昭和29年法律第71号）第3条第2号に規定するあへん並びに薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品及び同条第2項に規定する医薬部外品を除く。）をいい、かみ用及びかぎ用のものは含まれないものであることに留意すること。

4 製造たばこの売渡し及び製造たばこの消費等

「製造たばこの売渡し」とは、製造たばこの売買契約に基づく相手方への引渡しをいうものであること。この場合において、引渡しには、現実の占有の移転のほか、簡易引渡し、占有改定及び指図による占有移転が含まれるものであること。また、「製造たばこの消費等」とは、製造たばこの消費、廃棄その他これに事実上の変更を加えることをいうものであり、亡失はこれに当たらないものであること。

なお、製造たばこの製造場において製造たばこにつき消費等が行われた場合であっても、製造たばこの試験検査の用に供されたものであることが明らかであるときには、消費等には当たらないものであること。（法 74 の 2 ①・②・74 の 3）

5 小売販売業者の営業所

「小売販売業者の営業所」とは、たばこ事業法第 22 条第 1 項の規定により許可を受けた営業所をいい、同法第 26 条第 1 項の規定により許可を受けた出張販売先はこれに当たらないものであること。（法 74 V）

6 卸売販売業者等の事務所又は事業所で製造たばこを直接管理するもの

「卸売販売業者等の事務所又は事業所で製造たばこを直接管理するもの」とは、卸売販売業者等の事務所又は事業所のうち、消費者等への売渡し又は消費等に係る製造たばこの管理の業務を第一次的に行う事務所又は事業所をいい、単に製造たばこの貯蔵又は保管をしているにすぎない事務所又は事業所で他の事務所又は事業所の指図等に基づいて受払い又は消費等を行う場所は含まれないものであること。（法 74 の 2 ②）

7 製造たばこの売渡し又は消費等とみなす場合の取扱い

（1） 卸売販売業者等が、代物弁済、贈与、負担附贈与又は交換に係る財産権の移転として製造たばこを引き渡した場合に、引渡しの時に売渡しをしたものとみなしてたばこ税が課されるものであるが、この場合において、「贈与」とは、例えば見本用の製造たばこの無償配布がこれに該当し、「交換」とは、例えば販売に適しない製造たばこを新しい製造たばこの引換えがこれに該当するものであること。（法 74 の 3 ②）

（2） 特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し又はその登録を取り消された場合においては、当該廃止又は取消しの時に、その所有に係る製造たばこについて消費者等に対する売渡し又は消費等をしたものとみなしてたばこ税が課されるものであるが、営業を廃止した時とは、事実上営業を廃止した時のほか、営業を譲渡した時等も含まれるものであること。

なお、特定販売業者又は卸売販売業者について相続又は合併があった場合には、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人がその地位を承継するものであるが、これらの者がたばこ事業法第 13 条に規定する登録の拒否事由に該当する場合には、その地位を承継しないものであり、営業を廃止したものとして取り扱うべきものであるので留意すること。（法 74 の 3 ③）

（3） 卸売販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合において、当該売渡し又は消費等がされたことについて当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者等とみなしてたばこ税が課されるものであるが、卸売販売業者等の責めに帰することができない場合は、例えば当該卸売販売業者等が通常の管理を行っていたにもかかわらず、製造たばこを他人（当該卸売販売業者等の使用人その他の従業員等も含む。）に窃取された場合等をいうものであり、その具体的認定は、当該卸売販売業者等の提出した証拠その他の資料等により客観的に行うよう留意すること。（法 74 の 3 ④）

第 3 課税標準

8 課税標準

たばこ税の課税標準は、売渡し等に係る製造たばこの本数であること。（法 74 の 4 ①）

9 パイプたばこ等の本数への換算方法

たばこ税の課税標準は紙巻たばこの本数によるものとされており、パイプたばこ等の紙巻たばこ以外の製造たばこ（葉巻たばこ及び加熱式たばこを除く。以下 9 において同じ。）については、その重量を紙巻たばこの本数に換算することとされているものであるが、その換算方法は次によること。（法 74 の 4 ②・④、令 39 の 9 の 2 ①・③）

（1） 紙巻たばこ以外の製造たばこの品目ごとに 1 個当たりの重量（包装又は容器の重量を除く。）を計量すること。ただし、当該品目の個装等に重量が表示されている場合で、当該表示重量が適正であると認められるときは、当該表示重量を当該品

目 1 個当たりの計量した重量として取り扱って差し支えないものであること。

この場合、計量した重量にグラム位未満の端数がある場合は、グラム位未満 2 位以下を切り捨てグラム位未満 1 位にとどめるものであること。

なお、卸売販売業者等が、国たばこ税に関して計量された重量を当該製造たばこの重量として提示した場合で、当該提示に係る重量が適正であると認められるときは、当該提示に係る重量を当該製造たばこの重量として取り扱って差し支えないものであること。

(2) (1)により計量した品目 1 個当たりの重量に、売渡し等に係る当該品目の数量を乗じて、品目ごとの総重量を計算すること。

(3) (2)により計算した品目ごとの総重量を区分ごとに合計し、その合計数量を紙巻たばこの本数に換算し、製造たばこの区分ごとの本数を計算すること。

なお、紙巻たばこの本数に換算する場合において、1 本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものであること。

(4) (2)及び(3)の計算は、1 月分をまとめて行っても差し支えないものであること。

9の2 葉巻たばこの本数への換算方法

葉巻たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は次によること。(法 7 4 の 4 ②・④、令 3 9 の 9 の 2 ①・③)

(1) 葉巻たばこの重量計算

ア 葉巻たばこの重量(包装又は容器の重量を除き、吸口部分として装着されたマウスピース等の重量を含む。)は、原則として 1 本ごとに計量するものとする。ただし、製造たばこ製造者又は特定販売業者において、標準的な重量としているものがある場合で、当該重量が適正であると認められるときは、当該重量を当該葉巻たばこの計量した重量として取り扱って差し支えないものであること。

この場合、計量した重量にグラム位未満の端数がある場合は、グラム位未満 2 位以下を切り捨てグラム位未満 1 位にとどめるものであること。

なお、卸売販売業者等が、国たばこ税に関して計量された重量を当該製造たばこの重量として提示した場合で、当該提示に係る重量が適正であると認められるときは、当該提示に係る重量を当該製造たばこの重量として取り扱って差し支えないものであること。

イ アにより計量した 1 本当たりの重量が 1 グラム未満の葉巻たばこ(令和 2 年 1 0 月 1 日から令和 3 年 9 月 3 0 日までの期間における売渡し等に係る葉巻たばこについては、1 本当たりの重量が 0.7 グラム未満のもの)を「軽量な葉巻たばこ」とすること。

(2) 軽量な葉巻たばこの本数換算

ア 売渡し等に係る軽量な葉巻たばこの品目ごとの本数を計算すること。この場合、数本の軽量な葉巻たばこが個装等に収容されている場合には、品目ごとの個装等の収容本数に、売渡し等に係る当該個装等の数量を乗じて、品目ごとの本数を計算すること。

イ アにより計算した品目ごとの本数を合計し、その 1 本を紙巻たばこの 1 本(令和 2 年 1 0 月 1 日から令和 3 年 9 月 3 0 日までの期間における売渡し等に係るものについては、紙巻たばこの 0.7 本)に換算して計算すること。

この場合、計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

(3) 軽量な葉巻たばこ以外の葉巻たばこの本数換算

ア (1)により計量した品目ごとの 1 本当たりの重量に、売渡し等に係る本数を乗じて、品目ごとの総重量を計算すること。

また、数本の葉巻たばこが収容された個装等ごとの重量を、収容された 1 本ごとの重量((1)アによりグラム位未満 1 位にとどめた重量)に収容本数を乗じて得た重量とし、個装等ごとの重量に、売渡し等に係る個装等の数量を乗じて、品目ごとの総重量を計算することとして差し支えないものであること。

イ アにより計算した品目ごとの総重量を区分ごとに合計し、その合計数量を紙巻たばこの本数に換算し、製造たばこの区分ごとの本数を計算すること。

なお、紙巻たばこの本数に換算する場合において、1 本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものであること。

(4) (2)により計算した軽量な葉巻たばこの本数と(3)により計算したそれ以外の葉巻たばこの本数を合計すること。

(5) (2)及び(3)の計算は、1月分をまとめて行っても差し支えないものであること。

10 加熱式たばこの本数への換算方法等

(1) 加熱式たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は次によること。(法 74 の 4 ③、令 39 の 9 ②・③・⑤～⑧)

ア 重量換算

(ア) 加熱式たばこの重量(包装及び規則第 8 条の 2 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。)は、原則として、品目ごとの個装等ごとに計量するものとする。ただし、当該個装等に重量が表示されている場合で、当該表示重量が適正であると認められるときは、当該表示重量を当該製造たばこの計量した重量として取り扱って差し支えないものであること。

なお、計量した重量にグラム位未満の端数があるときは、グラム位未満 2 位以下を切り捨て、グラム位未満 1 位にとどめるものであること。

(イ) (ア)により計量した品目ごとの個装等ごとの重量に、売渡し等に係る当該個装等の数量を乗じて、品目ごとの総重量を計算すること。

(ウ) (イ)により計算した品目ごとの総重量を合計した加熱式たばこの総重量を、法第 74 条の 4 第 3 項第 2 号に規定する換算割合で換算すること。

この場合、計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

イ 小売定価等換算

(ア) 加熱式たばこの品目ごとの個装等ごとの法第 74 条の 4 第 3 項第 3 号イ又はロに定める金額に、売渡し等に係る当該個装等の数量を乗じて、品目ごとの総金額を計算すること。

この場合、同号イ又はロに定める当該個装等ごとの金額に 1 銭未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

(イ) (ア)により計算した品目ごとの総金額を合計した加熱式たばこの総金額を法第 74 条の 4 第 3 項第 3 号に規定する換算割合で換算すること。

この場合、計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

ウ ア及びイの計算は、1月分をまとめて行っても差し支えないものであること。

(2) 次に掲げる期間における売渡し等に係る加熱式たばこの課税標準は、法第 74 条の 4 第 3 項第 1 号の規定により換算した紙巻たばこの本数(以下この項において「旧重量換算本数」という。)、同項第 2 号の規定により換算した紙巻たばこの本数(以下この項において「新重量換算本数」という。))及び同項第 3 号の規定により換算した紙巻たばこの本数(以下この項において「小売定価等換算本数」という。))のそれぞれに、次に掲げる期間に応じそれぞれ次に掲げる一定の率を乗じて計算した本数の合計数となることに留意すること。

この場合、当該一定の率を乗じて計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

なお、旧重量換算本数は、9により算出し、新重量換算本数及び小売定価等換算本数は、この項により算出することに留意すること。

ア 平成 30 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの間

旧重量換算本数×0.8

新重量換算本数×0.2

小売定価等換算本数×0.2

イ 令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間

旧重量換算本数×0.6

新重量換算本数×0.4

小売定価等換算本数×0.4

ウ 令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの間

旧重量換算本数×0.4

新重量換算本数×0.6

小売価等換算本数×0.6

Ⅱ 令和3年10月1日から令和4年9月30日までの間

旧重量換算本数×0.2

新重量換算本数×0.8

小売価等換算本数×0.8

第4 課税免除

11 輸出

「輸出」とは、関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第2号に規定する輸出をいい、輸出先となる地域には、同法第108条の規定により外国とみなされる地域が含まれるものであること。

12 輸出業者

- (1) 「輸出業者」とは、他から購入した製造たばこを輸出取引であると国内取引であると問わず販売することを業とする者で、輸出のための商取引がその者の日常の取引において一般的な取引形態となっているものをいい、必ずしもその者が製造たばこの輸出を主たる業務としているかどうかは問わないものであること。
- (2) 輸出業者が輸出の目的で売渡しを受けた製造たばこを輸出した場合における当該輸出は、法第74条の6第3項の消費等に該当するものであり、当該輸出業者は、当該輸出に係る製造たばこについて卸売販売業者等とみなされることにより、たばこ税の申告書を提出しなければならないものであること。なお、当該輸出に係る製造たばこについては、課税免除の対象となるものであること。

13 課税免除事由に該当することを証するに足りる書類

法第74条の6第1項第1号から第4号までに掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類は、それぞれ次に掲げる書類とするものであること。ただし、たばこ税の適正な課税に支障がないと認められる場合には、(1)、(2)及び(3)中アに掲げる事項の記載を簡略化して差し支えないものであること。

- (1) 輸出する場合にあっては、輸出港の所在地を所轄する税関長が積込みを証明した書類等に基づき作成された書類で次に掲げる事項が記載されたもの
 - ア 当該製造たばこの品目及び品目ごとの数量
 - イ 輸出の年月日及び仕向地
 - ウ 輸出港の所在地
 - エ その他参考となるべき事項
- (2) 輸出の目的で輸出業者に売り渡す場合にあっては、輸出業者が輸出の目的等の事項を証明した書類に基づき作成された書類で次に掲げる事項が記載されたもの
 - ア 当該製造たばこの品目及び品目ごとの数量
 - イ 売渡しの理由又は目的
 - ウ 売渡しの年月日
 - エ 輸出業者の住所及び氏名又は名称
 - オ その他参考となるべき事項
- (3) 本邦と外国との間を往来する本邦の船舶又は航空機に船用品又は機用品として積み込むために売り渡す場合にあっては、次に掲げる事項が記載された書類
 - ア 当該製造たばこの品目及び品目ごとの数量
 - イ 売渡しの理由又は目的
 - ウ 売渡しの年月日
 - エ 売渡しを受けた者、積み込む者等の住所及び氏名又は名称
 - オ その他参考となるべき事項

- (4) 廃棄する場合にあつては、次に掲げる事項が記載された書類
 - ア 当該製造たばこの品目及び品目ごとの数量
 - イ 廃棄の理由
 - ウ 廃棄の年月日及び場所
 - エ その他参考となるべき事項
- (5) 既にたばこ税を課された製造たばこにつき、売渡しをし、又は消費等をする場合にあつては、次に掲げる事項が記載された書類
 - ア 当該製造たばこの品目及び品目ごとの数量
 - イ 先にたばこ税を課された状況（関係道府県の名称、課税年月、納税義務者の住所及び氏名又は名称等）及びその後の事情
 - ウ その他参考となるべき事項

14 特定販売業者以外の者が輸入した製造たばこ

たばこ税は、特定販売業者が業として輸入した製造たばこに対してだけ課されるものであり、外国旅行者の携帯輸入、郵便物輸入その他の個人輸入に係る製造たばこに対しては、原則として課されないものであること。ただし、個人輸入に係る製造たばこにつき卸売販売業者等が売渡し等をした場合には、たばこ税が課されるものであること。

第5 徴税吏員の質問検査権

15 法第74条の7に規定する徴税吏員の質問検査権の行使に当たっては、次の諸点に留意すること。（法74の7）

- (1) 「金銭若しくは物品を給付する義務があると認められる者又は金銭若しくは物品を受け取る権利があると認められる者」には、納税義務者又は納税義務があると認められる者と取引のある卸売販売業者等とはもとより、その他次に掲げる者もこれに含まれるものであること。
 - ア 金銭又は土地建物等の貸借関係を有する者
 - イ 卸売販売業者等の事業経営に必要とする物品を供給する者
 - ウ 金融上の取引先
 - エ 委託を受けて製造たばこの運送等の業務を行う者
- (2) 「賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの」とは、例えば、かつて取引関係があった者、従業員又は家人等課税について直接的な関係を有する一切の者をいうものであること。

第6 徴収

16 たばこ税の徴収については、法第74条の3第4項ただし書の規定によって卸売販売業者等とみなされた者に対して普通徴収の方法により行う場合のほか、申告納付の方法によるものであること。（法74の9・74の10①・②）

17 提出期限の特例の指定

総務大臣が申告書の提出期限の特例の適用を受ける者を指定する場合においては、総務省告示をもって指定するものであること。

なお、当該特例の適用を受けている者について、その指定を取り消すべき事由が生じたと認められる場合には、道府県知事は、次に掲げる事項を記載した文書を総務大臣に提出することができること。

- (1) 当該特例が認められている者の住所及び氏名又は名称
- (2) 指定を取り消すべき理由
- (3) その他参考となるべき事項

18 製造たばこの返還があった場合における控除等

卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還を受けた場合には、当該返還を受けた日の属する月の翌月以後に申告すべき申告書に係る課税標準数量に対するたばこ税額から当該返還に係る製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ税額に相当する金額を控除するものであり、控除してなお不

足額がある場合又は控除を受けるべき月において申告すべき課税標準数量に対するたばこ税額がない場合には、当該不足額又は当該控除を受けるべき金額を還付するものであるが、その運用に当たっては次の諸点に留意すること。（法 74 の 14①・②）

- （１） 卸売販売業者等が、小売販売業者に売り渡した製造たばこで品質悪変等の理由により販売に適しないと認められるものの返還を受けた場合には、「その他やむを得ない理由」により製造たばこの返還を受けたものとして取り扱うのが適当であること。
- （２） 法第 74 条の 10 第 5 項に規定する「還付請求申告書」は、同条第 1 項から第 3 項までの規定による申告書を提出すべき月において、課税標準数量がない場合に提出することができるものであること。

なお、提出期限の特例の適用を受けている卸売販売業者等にあつては、同条第 3 項の規定による申告書を提出すべき月以外の月において、控除又は還付請求のための申告書を提出することはできないものであること。

- （３） 法第 74 条の 14 第 2 項の規定による還付金を未納に係る地方団体の徴収金に充当する場合において、当該還付金に係るたばこ税が未納であるときには、まず当該還付金に係るたばこ税に充当すべきものであること。

19 小売販売業者が販売のために所持する製造たばこが災害にあった場合における措置

小売販売業者が販売のために所持する製造たばこが、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により亡失し、又はその本来の用に供することができない状態になった場合において、当該被災製造たばこに係る納税義務者たる卸売販売業者等がその負担により当該小売販売業者に対し当該被災製造たばこに係る損失の補償をしたときは、当該卸売販売業者等については、当該被災製造たばこを当該小売販売業者から返還されたものとして、控除又は還付することとするのが適当であること。

ただし、その控除すべき金額については、当該被災製造たばこにつき保険金、損害賠償金等により損失を補てんされた場合はその金額を考慮するとともに、当該卸売販売業者等がその負担により当該小売販売業者に対し損失の補償をした金額を限度とするものであること。

なお、この場合においては、被災製造たばこの品目及び品目ごとの数量等並びに被災に係る情况等の事項が記載された「返還に係る製造たばこの明細書」を別途提出させるのが適当であること。

20 営業の開廃等の報告

- （１） 営業の開廃等の報告は、製造たばこを直接管理する事務所又は事業所ごとに行うべきものであること。（法 74 の 16①）
- （２） 営業の休止については、その期間が 1 月を超えないと認められるような場合には、報告を省略させて差し支えないものであること。（法 74 の 16①）

21 帳簿記載義務

小売販売業者の記帳すべき事項のうち、売渡し又は消費等をした製造たばこの「数量」及び「売渡し又は消費等の年月日」については、売渡し又は消費等をした製造たばこの品目ごとに 1 月を超えない期間中の合計数量により一括して記帳させることとして差し支えないものであること。（法 74 の 17）

22 関係道府県知事への通知

たばこ税の申告書の提出を受けた道府県知事は、卸売販売業者等間で売買された製造たばこの数量、申告に係る製造たばこの数量その他の事項を関係道府県知事に通知するものとされているが、当該通知に係る事務の実施に当たっては、極力事務処理の簡素効率化に努め、その円滑な運営を図るよう留意すること。（法 74 の 19②）

5 東京都都税条例

(都たばこ税の納税義務者等)

第四十八条の十 都たばこ税は、法第七十四条第一項第一号に規定する製造たばこ(以下この節において「製造たばこ」という。)の製造者、同項第二号に規定する特定販売業者又は同項第三号に規定する卸売販売業者(以下この節において「卸売販売業者等」という。)が製造たばこを同項第四号に規定する小売販売業者(以下この節において「小売販売業者」という。)に売り渡す場合(当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。)において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

2 都たばこ税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者(以下この節において「消費者等」という。)に売渡しをし、又は消費その他の処分(以下この節において「消費等」という。)をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該卸売販売業者等に課する。

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第四十八条の十一 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等からの買受けの委託により他の卸売販売業者等から製造たばこの売渡しを受けた場合において、当該卸売販売業者等が当該委託をした者に当該製造たばこの引渡しをしたときは、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該委託をした者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百八十二条に規定する他の給付又は同法第五百四十九条若しくは第五百五十三条に規定する贈与若しくは同法第五百八十六条第一項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

3 法第七十四条第一項第二号に規定する特定販売業者又は同項第三号に規定する卸売販売業者がその営業を廃止し、又はたばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第十一条第一項若しくは第二十条の規定による登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合においては、当該廃止又は取消しの時に当該特定販売業者又は卸売販売業者が当該製造たばこにつき、消費者等に対する売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第二項の規定を適用する。

4 卸売販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合においては、当該卸売販売業者等が売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。ただし、その売渡し又は消費等がされたことにつき、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者等とみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

5 法第七十四条の六第一項第一号の規定により都たばこ税を免除された製造たばこにつき、同号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

(製造たばことみなす場合)

第四十八条の十一の二 法第七十四条の三の二に規定する特定加熱式たばこ喫煙用具(以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(都たばこ税の課税標準)

第四十八条の十二 都たばこ税の課税標準は、第四十八条の十第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(以下この節において「売渡し等」という。)に係る法第七十四条の四第二項及び第三項の規定による製造たばこの本数とする。

(都たばこ税の税率)

第四十八条の十三 都たばこ税の税率は、千本につき千七十円とする。

(都たばこ税の徴収の方法)

第四十八条の十四 都たばこ税の徴収については、申告納付の方法による。ただし、第四十八条の十一第四項ただし書の規定に該当する場合においては、普通徴収の方法による。

(都たばこ税の申告納付)

第四十八条の十四の二 前条の規定によつて都たばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対する都たばこ税額、法第七十四条の六第一項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係る都たばこ税額並びに法第七十四条の十四第一項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする都たばこ税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付書によつて納付しなければならない。この場合において、申告書には、地方税法施行規則第八条の四及び第八条の六に規定する書類並びに都内に主たる事務所又は事業所を有する申告納税者が提出すべき申告書にあつては同令第八条の五に規定する前月の初日から末日までの間における製造たばこの購入及び販売に関する事実を記載した書類を添付しなければならない。

- 2 都内に主たる事務所又は事業所を有する卸売販売業者等は、前月の初日から末日までの間における申告納付すべき都たばこ税額及びその基礎となるべき課税標準数量がない場合においても、前項の規定に準じて、申告書を知事に提出しなければならない。
- 3 申告納税者が法第七十四条の十第三項に規定する総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等である場合には、前二項の規定によつて次の表の上欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月にこれらの規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。

一月及び二月	三月
四月及び五月	六月
七月及び八月	九月
十月及び十一月	十二月

(都たばこ税に係る不申告に関する過料)

第四十八条の十四の三 都たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて前条各項の規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、知事が定める。
- 3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

(都たばこ税の普通徴収)

第四十八条の十四の四 第四十八条の十四ただし書の規定により普通徴収の方法によつて徴収する都たばこ税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

6 東京都都税条例施行規則

(都たばこ税の納期限の延長の申請等)

第四十条の八の三 法第七十四条の十一の規定による納期限の延長の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に納期限の延長を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- 一 年度、月別及び税額
 - 二 納期限の延長を必要とする期限及びその理由
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項
- 2 知事は、前項の申請に対する処分を決定した場合においては、その旨を当該申請をした者に通知しなければならない。
 - 3 法第七十四条の十一の規定によって担保を提供する場合においては、第四十条の五の十四の規定を準用する。

7 たばこ税法(国税)

(趣旨)

第一条 この法律は、たばこ税の課税物件、納税義務者、課税標準、税率、免税、申告及び納付の手続その他たばこ税の納税義務の履行について必要な事項を定めるものとする。

(定義及び製造たばこの区分)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 製造たばこ たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号（定義）に規定する製造たばこをいう。
- 二 保税地域 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条（保税地域の種類）に規定する保税地域をいう。
- 2 製造たばこは、次のように区分する。
 - 一 喫煙用の製造たばこ
 - イ 紙巻たばこ
 - ロ 葉巻たばこ
 - ハ パイプたばこ
 - ニ 刻みたばこ
 - ホ 加熱式たばこ
 - 二 かみ用の製造たばこ
 - 三 かぎ用の製造たばこ

(課税物件)

第三条 製造たばこには、この法律により、たばこ税を課する。

(納税義務者)

第四条 製造たばこの製造者は、その製造場から移出した製造たばこにつき、たばこ税を納める義務がある。

- 2 製造たばこを保税地域から引き取る者は、その引き取る製造たばこにつき、たばこ税を納める義務がある。

(保税地域に該当する製造場)

第五条 製造たばこの製造場が保税地域に該当する場合には、関税法第二条第一項第四号（定義）に規定する内国貨物（同法第五十九条第二項（内国貨物の使用等）に規定する製品のうち、外国貨物とみなされたもの以外のものを含む。）に該当する製造たばこについては、この法律の適用上、その製造場を保税地域に該当しない製造たばこの製造場とみなし、その他の製造たばこについては、この法律（第十二条第一項第一号を除く。）の適用上、その製造場を製造たばこの製造場でない保税地域とみなす。

(移出又は引取り等とみなす場合)

第六条 製造たばこが製造たばこの製造者の製造場において喫煙用、かみ用又はかぎ用（以下この項及び次項において「喫煙用等」という。）に供された場合には、その喫煙用等に供された時に当該製造者が当該製造たばこをその製造場から移出したものとみなす。ただし、その喫煙用等に供されたことにつき、当該製造者の責めに帰することができない場合には、その喫煙用等に供した者を当該製造たばこに係る製造たばこの製造者とみなし、当該喫煙用等に供した者が喫煙用等に供した時に当該製造たばこをその製造場から移出したものとみなして、この法律（第十七条、第十九条第一項、第二十四条及び第二十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

- 2 製造たばこが保税地域において喫煙用等に供された場合には、その喫煙用等に供した者がその喫煙用等に供した時に当該製造たばこをその保税地域から引き取るものとみなす。

３ 製造たばこの製造者の製造場に現存する製造たばこが滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価された場合には、当該製造者がその換価の時に当該製造たばこをその製造場から移出したものとみなす。

４ 製造たばこ製造者（たばこ事業法第八条（会社以外の製造の禁止）に規定する会社をいう。以下同じ。）がその製造場における製造たばこの製造を廃止した場合において、製造たばこがその製造場に現存するときは、当該製造たばこ製造者がその製造を廃止した日に当該製造たばこを当該製造場から移出したものとみなす。ただし、当該製造たばこ製造者が、政令で定めるところにより、その製造場であつた場所の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

５ 前項ただし書の税務署長の承認があつた場合には、その承認に係る製造たばこについては、その承認をした税務署長の指定する期間、その製造場であつた場所をなお製造たばこの製造場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該製造たばこがその場所に現存するときは、当該製造たばこ製造者がその日の前日に当該製造たばこを当該製造場から移出したものとみなす。

（製造者とみなす場合）

第七条 製造たばこが製造たばこの製造者の製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造者の責めに帰することができないときは、当該製造たばこを移出した者を製造たばこの製造者とみなして、この法律（第十七条、第十九条第一項、第二十四条及び第二十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

（製造たばことみなす場合）

第八条 たばこ事業法第三十八条第二項（製造たばこ代用品）に規定する製造たばこ代用品は、製造たばことみなして、この法律を適用する。この場合において、製造たばこの区分は当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

２ 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填されたもの（製造たばこ製造者その他の政令で定める者以外の者がその製造場から移出するものを除く。）は、製造たばことみなして、この法律を適用する。この場合において、製造たばこの区分は加熱式たばことする。

３ 前項の規定により製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具については、当該加熱式たばこの喫煙用具の製造者が製造たばこ製造者でないときは、これを製造たばこ製造者とみなす。

（納税地）

第九条 たばこ税の納税地は、製造場から移出された製造たばこに係るものについては、当該製造場の所在地とし、保税地域から引き取られる製造たばこに係るものについては、当該保税地域の所在地とする。

（課税標準）

第十条 たばこ税の課税標準は、製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数とする。

２ 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める重量をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。ただし、一本当たりの重量が一グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。

区 分	重 量
一 喫煙用の製造たばこ	
（１）葉巻たばこ	一グラム
（２）パイプたばこ	一グラム

(3) 刻みたばこ	二グラム
二 かみ用の製造たばこ	二グラム
三 かぎ用の製造たばこ	二グラム

3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計本数によるものとする。

一 加熱式たばこの重量（フィルターその他の財務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。）の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

二 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

イ 製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる時に小売定価（たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項（小売定価の認可）の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額（ロ（１）において「消費税等相当額」という。）を除く。）

ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、当該加熱式たばこを販売する者（当該加熱式たばこの製造者を除く。）の当該販売に係る通常の利潤及び費用に相当する金額並びに当該加熱式たばこに課されるべきたばこ税、地方税法第二章第五節に規定する道府県たばこ税及び同法第三章第四節に規定する市町村たばこ税に相当する金額の合計額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額

（１） 製造たばこの製造場から移出された加熱式たばこ 当該加熱式たばこの製造者が当該移出した加熱式たばこの製造及び販売につき要した費用又は通常要すべき費用に、当該加熱式たばこに係る当該製造者の通常の利潤に相当する金額を加算した金額（消費税等相当額を除く。）

（２） 保税地域から引き取られる加熱式たばこ 当該加熱式たばこにつき関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第四条から第四条の九まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格に当該加熱式たばこに係る関税の額（関税法第二条第一項第四号の二に規定する附帯税の額に相当する額を除く。）に相当する金額を加算した金額

4 前二項に定めるもののほか、これらの規定により重量又は金額を本数に換算する場合の計算、前項第二号ロに掲げる加熱式たばこに係る同号ロに定める金額の計算その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（税率）

第十一条 たばこ税の税率は、千本につき六千八百二円とする。

2 特定販売業者（たばこ事業法第十四条第一項（特定販売業の承継）に規定する特定販売業者をいう。以下同じ。）以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、前項の規定にかかわらず、千本につき一万四千四百二十四円とする。

8 たばこ事業法

(目的)

第一条 この法律は、たばこ専売制度の廃止に伴い、製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等にかんがみ、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調整を行うことにより、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もつて財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 たばこ タバコ属の植物をいう。
- 二 葉たばこ たばこの葉をいう。
- 三 製造たばこ 葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかぎ用に供し得る状態に製造されたものをいう。

(原料用国内産葉たばこの生産及び買入れ)

第三条 日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）は、毎年、その製造する製造たばこの原料の用に供しようとする国内産の葉たばこ（以下「原料用国内産葉たばこ」という。）の買入れを行おうとする場合においては、すべて、あらかじめ、会社に売り渡す目的をもつてたばこを耕作しようとする者（以下「耕作者」という。）と原料用国内産葉たばこの買入れに関する契約を締結するものとする。

2 前項に規定する契約においては、たばこの種類別の耕作面積並びに葉たばこの種類別及び品位別の価格（以下「葉たばこの価格」という。）を定めるものとする。

3 会社は、財務省令で定めるところにより、耕作者の会社に対する第一項に規定する契約の申込みに必要な事項を公告するものとする。

4 会社は、第一項に規定する契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買い入れるものとする。

5 前項に規定する買入れに際しての葉たばこの品位に係る決定の方法については、財務省令で定める。

〈第四条～第八条 略〉

(製造たばこの販売価格)

第九条 会社は、その製造に係る製造たばこで現に販売をしていない品目の製造たばこを第二十条の登録を受けた者（以下「卸売販売業者」という。）に販売しようとする場合においては、当該製造たばこの品目ごとに一の販売価格の最高額（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）に規定する消費税、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）に規定するたばこ税及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税に相当する金額を含む。以下この条において「最高販売価格」という。）を定めて、当該製造たばこを製造場から移出する時まで、財務大臣の認可を受けなければならない。

2 会社が既に前項及びこの項の認可を受けて販売をしている製造たばこがある場合において、当該認可に係る最高販売価格を変更しようとするときは、その実施の時期を定めて、あらかじめ、財務大臣の認可を受けなければならない。

3 財務大臣は、前二項の認可の申請があつた場合において、会社が当該申請に係る最高販売価格で当該製造たばこを販売した場合に、消費者の利益を不当に害することとなると認めるときは、前二項の認可をしてはならない。

4 財務大臣は、第一項又は第二項の認可をした最高販売価格が経済事情の変動その他の事由により前項の趣旨に照らして不適当となつたと認める場合には、会社に対し、相当の期間を定めて、当該最高販売価格の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

5 会社は、その製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた最高販売価格を超える金額を受領してはならない。

6 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこを第二十二条第一項の許可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするときに準用する。この場合において、第一項中「及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税に相当する金額」とあるのは、「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税、同章第五節に規定する道府県たばこ税及び同法第三章第四節に規定する市町村たばこ税に相当する金額」と、第五項中「卸売販売業者」とあるのは「小売販売業者」と読み替えるものとする。

〈第十条 略〉

（製造たばこの特定販売業の登録）

第十一条 自ら輸入（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第一号に規定する輸入をいう。以下同じ。）をした製造たばこの販売を業として行おうとする者は、財務大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、財務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

三 未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。以下同じ。）である場合においては、その法定代理人（自ら輸入をした製造たばこの販売に係る営業に関し代理権を有する者に限る。以下第十七条までにおいて同じ。）の氏名、商号又は名称及び住所

三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

四 営業所の所在地

五 その他財務省令で定める事項

3 前項の申請書には、第十三条各号に該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

〈第十二条～第十三条 略〉

（特定販売業の承継）

第十四条 第十一条第一項の登録を受けた者（以下「特定販売業者」という。）について相続、合併又は分割（事業の全部を承継させるものに限る。第二十七条において同じ。）があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、当該選定された者。以下この条及び第二十七条において同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業の全部を承継した法人は、その特定販売業者の地位を承継する。ただし、当該相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業の全部を承継した法人が前条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に該当する相続人は、相続後六十日間に限り、引き続きその在庫に係る製造たばこの販売を業として行うことができる。この場合において、この法律の適用に関しては、当該相続人を特定販売業者とみなす。

3 第一項の規定により特定販売業者の地位を承継した者又は前項前段の規定により製造たばこの販売を業として行う者は、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

〈第十五条 略〉

（特定販売業の廃止）

第十六条 特定販売業者は、その営業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

2 特定販売業者がその営業を廃止したときは、その者に係る第十一条第一項の登録は、その効力を失う。

〈第十七条～第十九条 略〉

（製造たばこの卸売販売業の登録）

第二十条 製造たばこの卸売販売（消費者に対する販売以外の販売をいう。以下同じ。）を業として行おうとする者は、当分の間、財務大臣の登録を受けなければならない。ただし、会社又は特定販売業者がその製造し、又は輸入した製造たばこの卸売販売を行おうとする場合は、この限りでない。

〈第二十一条 略〉

（製造たばこの小売販売業の許可）

第二十二条 製造たばこの小売販売（消費者に対する販売をいう。以下同じ。）を業として行おうとする者は、当分の間、その製造たばこに係る営業所（以下第三十七条まで及び第四十九条において「営業所」という。）ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。会社又は特定販売業者が小売販売を業として行おうとするときも、同様とする。

2 前項の許可を受けようとする者は、財務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

三 未成年者である場合においては、その法定代理人（製造たばこの小売販売に係る営業に関し代理権を有する者に限る。以下同じ。）の氏名、商号又は名称及び住所

三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

四 営業所の所在地

3 前項の申請書には、次条各号に該当しないことを誓約する書面その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

（許可の基準）

第二十三条 財務大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。

一 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であるとき。

二 申請者が第三十一条の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。

三 営業所の位置が製造たばこの小売販売を業として行うのに不適當である場合として財務省令で定める場合であるとき。

四 製造たばこの取扱いの予定高が財務省令で定める標準に達しないと認められるとき。

五 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない場合その他小売販売を業として行うのに不適當である場合として財務省令で定める場合であるとき。

六 申請者が法人であつて、その代表者のうちに第一号若しくは第二号に規定する者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当する者があるとき。

七 申請者が未成年者であつて、その法定代理人が第一号若しくは第二号に規定する者若しくは破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当する者であるとき、又はその法定代理人の代表者のうちに第一号若しくは第二号に規定する者若しくは破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当する者があるとき。

（許可の条件等）

第二十四条 財務大臣は、第二十二条第一項の許可に際し、許可の条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件又は期限は、第二十二条第一項の許可の趣旨に照らして、必要な最小限度のものでなければならない。

（営業所の移転）

第二十五条 小売販売業者は、その営業所を移転しようとするときは、財務省令で定めるところにより、財務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、その移転先の営業所が第二十三条第三号に該当し、又は移転先での営業が同条第四号に該当するときは、財務大臣は、同項の許可をしないことができる。

（出張販売）

第二十六条 小売販売業者は、その営業所以外の場所に出張して製造たばこの小売販売をしようとする場合においては、財務省令で定めるところにより、その場所ごとに、財務大臣の許可を受けなければならない。

2 第二十四条の規定は、前項の許可を与える場合について準用する。

〈第二十五条～第三十七条 略〉

（製造たばこ代用品）

第三十八条 製造たばこ代用品は、これを製造たばことみなしてこの法律の規定を適用する。

2 前項に規定する製造たばこ代用品とは、製造たばこ以外の物であつて、喫煙用に供されるもの（麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一項第一号に規定する麻薬、あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第二号に規定するあへん並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品及び同条第二項に規定する医薬部外品を除く。）をいう。